

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)

令和6年度調査票

(令和5年度の実施内容・実施評価/令和6年度の実施目標)

実施評価基準

- A : 順調に取り組んでおり、成果も上がっている。
- B : 段階的に取り組んでおり、成果も上がっている。
- C : 計画どおり取り組んでいるが、成果が上がっていない。
- D : 取り組みが一部停滞している。
- E : 取り組みに至っていない。

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）
支え合い助け合う地域づくり	地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成	人材の方向性・1 育成	1	市民協働推進課	1 協働のまちづくり担い手育成事業（市民大学）	共に考え、教え合う双方向の学習形式を取り入れ、対話型の授業を行います。高齢者がまちづくりの担い手として活躍できるよう、より実践的な内容のコースを設計します。	「守谷を知るコース」、「いきいきシニアコース」、「まちづくり協議会コース」の3コースを実施し、協働のまちづくりの担い手育成に取り組みました（受講者延数84人）。また、教室受講のみではなくZoomを使用しての受講にも対応し、受講生の受講ニーズにも対応しました。	A		市民大学運営委員の高齢化に伴い、委員の世代交代を行いながら、引き続き、協働のまちづくりの担い手育成に繋がるようなコース設計に取り組みよう支援を行って行きます。
			2	社会福祉協議会	2 ボランティアの確保・育成	ボランティア養成講座や研修会を開催するほか、ボランティア団体の交流会を実施します。	小学校福祉体験ボランティアを募集し、車いす、白杖の使い方講座を実施。取組結果：12名登録し、小学校福祉体験3校(高野・守谷・大井沢小)でボランティア講師として参加	B		地域で実施する事業について、ボランティアを募集し地域活動への参加のきっかけづくりを推進します。
			3	社会福祉協議会	3 ボランティア活動の支援	ボランティア活動に関する情報提供や活動場所の支援を行うことにより、市民がボランティア活動に参加できる環境を整えるとともに、ボランティア活動を活性化します。	地域に多く出向くことで、地域資源を把握し、情報収集を行いました。ボランティアの活動の場や担い手の発掘や養成を実施。ボランティア活動保険への加入を促進し、安心して活動できるよう支援しました。 1. 3810名加入（901名分を本会で100円助成）（480名は他団体等より助成）	B		社協ボランティア登録を依頼し、地域での活動につなげるような仕組みを構築します。登録者（団体）で定期的な交流会や研修会を開催し登録者同士のつながりを創ります。
				市民協働推進課						
			4	健康長寿課	4 介護支援ボランティアポイント制度	高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につなげます。	新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したことから、令和5年10月にボランティア登録者への説明会及び受入施設との調整を行い、シニアボランティアポイント制度を再開しました。	B		市ホームページや広報もりや等を活用し、制度を周知することで、登録者数を増加させます。
			5	社会福祉課（R6:健康長寿課）	5 手話通訳者育成事業	手話通訳者や手話奉仕専門員を育成するため、守谷市聴覚障害者協会の協力を得て手話講座を開催します。	茨城県聴覚障害者協会の講師派遣により全10回の手話講習会を開催しました。（参加者8名）	A		茨城県聴覚障害者協会の講師派遣により全10回の手話講習会を開催します。
			6	健康長寿課	6 地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織支援等を行い、地域での介護予防活動を推進します（人づくり環境づくり）。	令和3年度と令和4年度に養成した認知症予防リーダーに対しフォローアップ研修（2回）と現地指導（3回）を実施し、地域での活動を推進しました。	B		今年度も継続して研修会や現地指導等を実施し、活動を推進していきます。
			7	健康長寿課	7 認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成します。	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施ができるように、健康長寿課職員、地域包括支援センター職員が研修を受け、新たに4人のキャラバンメイトが誕生しました。認知症を正しく理解し、地域で見守る応援者となれるよう、市民を対象に認知症サポーター養成講座を14回実施しました。地域で声かけ訓練も含めて行う事ができました。大人だけでなく、小学生や親子など多世代を対象に認知症サポーター養成講座を行いました。（延べ216人）	B		多世代（小学生・親子・高校生）や事業所に向け、認知症サポーター養成講座を開催します。
			8	健康長寿課	8 シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会	市内において、3級指導士養成講習会を開催し、シルバーリハビリ体操指導士の人材を確保します。	シルバーリハビリ体操（ばたか）の普及のため、10～11月に3級指導士養成講習会を開催し、10人の新たな3級指導士が養成されました。	B		3級指導士養成講習会を7～8月に開催し、あらたな指導士を養成します。
			9	のびのび子育て課	9 ファミリーサポートセンター事業（サポーター育成）	サポーターの増員を図るため、サポーター育成講座（年2回実施予定）、サポーター研修（講習、研修等）、フォローアップ講座を実施します。	サポーター育成のために、サポーター育成講座 3回、フォローアップ講座1回、サポーター交流会2回実施しました。取組結果：延べ53名が参加	B		サポーター増員のため、引き続き育成講座等を実施し新たなサポーターを獲得します。数値目標：育成講座3回、フォローアップ講座1回
		10	生涯学習課	10 もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク	地域において学校教育、文化、芸術、スポーツ等の活動に優れた知識及び技能を有している市民等を市内公立小中学校の求めに応じ紹介することで、学校における学習活動を継続的に支援します。	バンク登録者をさらに増やすために、商工会・市民活動支援センターや公民館等を通じて市内団体へのチラシの配布や広報もりや・ホームページへの掲載、市政情報モニターなどで周知を行いました。市内小中学校に対しては、校長会等で積極的な活用や未登録の方への登録依頼を行いました。また、毎月、活用状況の報告を行いました。実績：登録者数89件（団体登録含む）・活用量延べ1,429名（各学校報告人数の合計）	B		バンク登録者を増やすために、各団体（商工会・市民活動支援センター・公民館等）を通じてチラシの配布や広報もりや・ホームページへの掲載、市政情報モニターなどで周知を行います。市内小中学校に対しては、校長会等で積極的な活用や未登録の方への登録依頼を行う。数値目標：登録者数100名以上・活用量延べ1,800名以上	
		福祉活動の環境づくりの推進	11	市民協働推進課	1 まちづくり協議会推進事業（人的支援）	各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を支援担当職員として配置して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。	各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、提案や活動支援を実施することで、全地区において3つ以上の活動を実施することができました。	A		引き続き「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、新たな地域食堂（子ども食堂）の開設等の活動を支援します。
			12	市民協働推進課	2 まちづくり協議会推進事業（財政支援）	各地区の「まちづくり協議会」に交付金を交付して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。	令和5年度はコロナが明けたこともあり、令和4年度以前と比較して、活動が活発化した地区が増加し、交付金が効果的に活用されました。	A		引き続き、10地区の「まちづくり協議会」に、活動交付金を交付して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。
			13	市民協働推進課	3 まちづくり協議会推進事業（活動拠点の支援）	各地区の「まちづくり協議会」が活動するための拠点（事務所的な場所）を設け、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。	各地区の「まちづくり協議会」に継続して拠点を提供することで、活動の活性化に寄与することができました。	A		引き続き「まちづくり協議会」が活動するための拠点（事務所的な場所）を設置すべく、設置場所の検討や既存の公共施設等への提供を呼びかけます。
			14	市民協働推進課	4 もりや公益活動促進協会との連携	市内の公益活動に対して、助成、団体の設立及び運営のサポート、ネットワーク化促進などに関する活動を行う「もりや公益活動促進協会」と連携し、市内の公益活動の発展を目指します。	もりや公益活動促進協会が主体となって研修会や相談会を行うことで、新規団体の助成金申請や公益活動団体の活動の活性化や団体同士の連携につなげるすることができました。	A		もりや公益活動促進協会と、引き続き情報共有しながら、市内の公益活動団体の支援を行います。
			-	健康長寿課	5 介護支援ボランティアポイント制度※	高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につなげます。	新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したことから、令和5年10月にボランティア登録者への説明会及び受入施設との調整を行い、シニアボランティアポイント制度を再開しました。	B		市ホームページや広報もりや等を活用し、制度を周知することで、登録者数を増加させます。
15	市民協働推進課		6 空き家等活用コミュニティ推進事業助成	市内の自治会、町内会その他の団体が空き家等を借り上げてコミュニティサロンを開設する空き家等活用コミュニティ推進事業に対し、助成を行います。	5地区においてコミュニティサロン継続運営のため、事業継続中です。令和5年度は、サロン代表者を中心に検討会議を開催し、各地区の事例などの情報共有を行いました。熱心なリーダーのもと、住民同士の交流推進に役立っている様子が把握できました。	A		自治会、町内会その他の団体が、空き家等を借り上げてコミュニティサロンを開設するため、家賃の95%の助成を行います。		
16	市民協働推進課	7 地域活動のための施設等使用料助成	住民組織が身近で気軽に集まることのできる場所を確保するため、施設等を使用する経費に対し、助成を行います。	自治公民館等がない自治体に対して、施設を使用する経費を助成することで、自治会活動の活性化を支援（1件）することができました。制度の利用促進のため、年度末に、各自治会に対し調査（貸出可能な会館を把握するための調査）を行いました。令和6年度早々にこれを公表し、更なる利用促進を行います。	A		令和5年度末に、各自治会に対し調査（貸出可能な会館を把握するための調査）を行いました。令和6年度早々にこれを公表し、更なる利用促進を行う予定です。			

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）	
支え合い 助け合う 地域づくり	地域活動の推進と人材育成	協働による活動の促進	17	市民協働推進課	1 まちづくり協議会推進事業	各地区の「まちづくり協議会」では、地区の活性化、課題解決などにつながる活動に取り組んでいます。今後も、「守谷市まちづくり協議会支援員制度」や「守谷市まちづくり協議会活動支援交付金制度」等により、各地区の「まちづくり協議会」の活動を推進します。	各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、提案や活動支援を実施するとともに、交付金を交付することで、全地区において3つ以上の活動を実施することができました。	A		引き続き、各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、提案や活動支援を実施するとともに、交付金を交付することで、守谷市全体の地域活動を支援して行きます。	
			-	社会福祉協議会	2 ボランティア活動の支援※	ボランティア活動に関する情報提供や活動場所の支援を行うことにより、市民がボランティア活動に参加できる環境を整えるとともに、ボランティア活動を活性化します。	地域に多く出向くことで、地域資源を把握し、情報収集を行いました。ボランティアの活動の場や担い手の発掘や養成を実施。ボランティア活動保険への加入を促進し、安心して活動できるよう支援しました。 1. 3810名加入（901名分を本会で100円助成） （480名は他団体等より助成）	B		社協ボランティア登録を依頼し、地域での活動につなげるような仕組みを構築します。登録者（団体）で定期的な交流会や研修会を開催し登録者同士のつながりを創ります。	
			-	市民協働推進課			もりや公益活動促進協会や守谷市民活動支援センターが主体となり、研修会や情報共有に取り組むことで、ボランティア活動の活性化に取り組みました。	A		市民活動支援センターが主体となり、もりや公益活動促進協会助成金の周知やボランティア団体の研修会を開催し、より多くの市民団体の活動を支援します。	
			18	市民協働推進課	3 地域活動団体広報紙発行	各地区の「まちづくり協議会」の活動内容の周知と活動の輪を広げるため、各協議会が任意で広報紙を発行しています。今後も、各地区の「まちづくり協議会」の活動を支援していきます。	市内10地区（全地区）のまちづくり協議会で広報紙を発行し、活動を周知することができました。	A		引き続き「まちづくり協議会」の各地区の広報紙やHPをとおして市民への情報発信を図ります。	
	支え合い 助け合う 地域づくり	支え合い活動の推進・支援	協働による活動の促進	19	健幸長寿課（地域包括支援センター）	1 生活支援体制整備事業（まちづくり協議会地域福祉部会での情報共有の話し合いの場の設置）	日常生活圏域*（6圏域）ごとに設立されているまちづくり協議会地域福祉部会（仮称）を基盤として各地区における高齢者に関する情報共有や支え合いの活動などの取組が推進できるようにします。	まちづくり協議会地域福祉部会等へ社会福祉協議会及び健幸長寿課職員が出席し、高齢者に関する情報提供・意見交換を実施。各地区で支え合い活動が行われているほか、高齢者の見守り活動として認知症サポーター養成講座と認知症声かけ模擬訓練を実施しました。	B		まちづくり協議会地域福祉部会等へ生活支援コーディネーターである社会福祉協議会職員とともに出席し、高齢者に関する情報提供・意見交換を実施。各地区で行われている支え合い活動の後方支援を強化していきます。支え合い活動のほか、高齢者の見守り活動として引き続き認知症サポーター養成講座と認知症声かけ模擬訓練を実施します。
				社会福祉協議会			各地区担当者が地域に出向き会議に参加。地域課題解決のための事業を実施する際には、必要な関係機関等とつなぎ、活動を支援しました。	B		引きつづき各地区担当者がかわかり、必要な関係機関とつなぎ、活動を支援していきます。	
			20	健幸長寿課（地域包括支援センター）	2 生活支援コーディネーターの配置	守谷市における生活支援コーディネーターは、守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画を理解し、6地区の地域性や地域資源を把握した上で、地域の関係者同士をつなぐ役割を担います。本計画期間中は、主に地域のニーズや課題の把握に努め、その内容を地域での助け合いの仕組みづくりや介護予防・日常生活支援総合事業の充実に反映させていきます。	生活支援コーディネーター業務を社会福祉協議会職員に委託し、事業のサポートを行いました。関係機関（市民協働推進課・社会福祉協議会・健幸長寿課）との情報共有の会議を年に3回実施しました。	B		昨年度から社会福祉協議会に委託をしている生活支援コーディネーターが地域に出向き、それぞれの地域のニーズに合った支援を行えるよう後方支援を行います。	
			社会福祉協議会			生活支援コーディネーターを配置し、「気づく」「つなぐ」「つくる」意識を持ち地域の把握に取り組みました。各地区担当職員と情報を共有するために定期的な会議を開催し、地域情報を収集しました。	B		今年度は2点の情報収集に特に力を入れていきます。 1、地域のサロン情報の把握（まち協、支部社協、個人で集まっているetc） 2、インフォーマルサービス情報の収集		
			21	社会福祉課（社会福祉協議会）	3 茨城型地域包括ケアシステムを活用した支援（単独の制度では対応できないケース支援）	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し、支援を実施します。	社会福祉協議会のほか自立支援協議会委員、市関係部署の職員と地域ケアシステムサービス調整会議を年6回開催し、個別ケースの事例等について検討した。そのほか、研修会1回実施（障害のある子の親亡き後について） 延べ相談件数 67件	C	個別ケースについても対応方法等を検討しているが、具体的な対応を見出すことができないケースがある。対応時間の確保等を図っていきたい。	地域ケアシステムサービス調整会議の内容の充実化、対象者へ対応時間の確保等を図り、より一層の支援につなげます。	
			22	のびのび子育て課	4 ファミリーサポートセンター事業	市が設置するもりやファミリーサポートセンターでは、育児の援助を受けたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（サポーター会員）との相互援助活動（子どもの預かりや送迎など）に関する連絡・調整を実施しています。	相互援助活動のためにアドバイザーが利用者とサポーターとの連絡・調整を行い、年間通して援助活動を行いました。取組結果：在宅援助811件、施設援助590人 土曜・祝日利用134人	B		相互援助活動継続のため、事業の実施内容の周知活動を幅広く実施し、事業の利用につなげます。 数値目標：援助回数1,400件以上	
			23	社会福祉協議会（在宅福祉サービスセンター）	5 ほほえみサービス	高齢者や身体の不自由な人、産前産後の人の日常生活上の負担を少しでも軽くするために、“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う会員方式の有償福祉サービスを実施しています。	利用会員登録：12名 協力会員登録：22名 利用延べ件数：198件 利用総時間：211時間	B		協力会員登録はしているが、働いているため時間がない方が多いことから、担当者が変わったおあいさつも兼ね、協力員の交流会を開催します。新たな協力を募集するために講座を開催します。地域に出向いた際に、高齢者の担い手について発掘することも検討します。	
			24	社会福祉課	6 民生委員・児童委員による支援	民生委員・児童委員の役割や活動について広く周知を図り、身近な地域で相談が受けられるようにします。	活動強化月間にあわせた広報もりや、HPでの広報活動に加えて、地域のイベントに参加し、新たに福祉相談窓口を設置するなどの取組みを実施しました。 （取組結果）福祉相談窓口の設置回数：5回	A		前年度に引き続き、地域のイベントに参加し、福祉相談窓口を設置することで、民生委員活動の活性化を図ります。 （数値目標）福祉相談窓口の設置回数：5回	
			-	市民協働推進課	7 まちづくり協議会推進事業※	各地区の「まちづくり協議会」では、地区の活性化、課題解決などにつながる活動に取り組んでいます。今後も、「守谷市まちづくり協議会支援員制度」や「守谷市まちづくり協議会活動支援交付金制度」等により、各地区の「まちづくり協議会」の活動を推進します。	各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、提案や活動支援を実施するとともに、交付金を交付することで、全地区において3つ以上の活動を実施することができました。	A		引き続き、各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、提案や活動支援を実施するとともに、交付金を交付することで、守谷市全体の地域活動を支援して行きます。	

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）
支え合い助け合う地域づくり	支え合い活動の推進	ネットワークの構築	-	市民協働推進課	1 まちづくり協議会推進事業※	各地区の「まちづくり協議会」では、地区の活性化、課題解決などにつながる活動に取り組んでいます。今後も、「守谷市まちづくり協議会支援員制度」や「守谷市まちづくり協議会活動支援交付金制度」等により、各地区の「まちづくり協議会」の活動を推進します。	各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、提案や活動支援を実施するとともに、交付金を交付することで、全地区において3つ以上の活動を実施することができました。	A		引き続き、各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、提案や活動支援を実施するとともに、交付金を交付することで、守谷市全体の地域活動を支援して行きます。
			25	社会福祉課 (R6:健幸長寿課)	2 成年後見制度地域連携ネットワークの構築	相談対応、後見人受任者調整、家庭裁判所との連携等の機能を持つ中核機関や中核機関における課題等を話し合う協議会の設置に向けた検討を行います。地域全体で権利擁護※に取り組むための司法・介護・福祉・行政等の関係機関によるネットワーク会議等の開催や関係機関との情報共有を図る地域連携ネットワークの整備を進めていきます。	窓口において成年後見制度の利用が見込まれる方の親族からの相談に応じ、制度の概要や申立て手続等について説明を行いました。健幸長寿課・地域包括支援センター・社協との情報共有・連携を図る場として、成年後見連絡会（4回）に参加しました。後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士）や支援機関との情報共有・連携を図る成年後見情報交流会（1回）に参加しました。	B		成年後見制度利用促進協議会を設置し、中核機関における課題を整理し、検討を行います。
			健幸長寿課	成年後見制度について、親族等からの相談を受け、制度について利用のメリット・デメリット、申立て方法等を案内しました。また、市内の権利擁護機関を集めて連絡会を4回行い、関係者が成年後見制度についての正しい認識を深めたり、制度利用につながるよう支援をしました。また、情報交換会を開催し、後見人等との意見交換をし、意見交換やネットワーク構築に向けた検討を行いました。			B	権利擁護機関連絡会（4回）を開催し、権利擁護に関するネットワークを整備を進め連携を強化します。		
			26	健幸長寿課	3 医療機関と介護事業所間の人的ネットワークの強化	取手市医師会管内の医療機関と介護事業所等による研修会を開催し、顔の見える関係づくりを図ります。	取手市医師会管内の医療機関、介護事業所等の代表者として構成したワーキンググループで多職種研修会（2回）を開催しました。	A		取手市医師会管内の医療機関、介護事業所等の代表者として構成したワーキンググループで多職種研修会（2回）を開催します。
			27	のびのび子育て課	4 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会	要保護児童等に関する情報交換・関係機関の連携及び協力の推進に関する協議、広報・啓発活動を行います。	代表者会議年1回、実務者会議年2回、進行管理会議年4回を行い、要保護児童に関する情報交換を行いました。実務者会議のうち1回は愛着障害に関する講演会を行い、支援の必要なことに対する理解を深めました。	B		代表者会議を年1回、実務者会議を年2回、進行管理会議を年4回開催し、情報交換を行います。また、支援の必要なことに対する理解を深めるための研修会を行い、より一層の連携体制と支援体制を構築していきます。
			28	健幸長寿課	5 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク※」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。引き続き、広報紙等による「守谷市みまもりシール※」についての周知を徹底するとともに、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。	認知症高齢者等SOSネットワーク事業を周知しました（広報もりや9月号）。地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきました。（新規登録18件）	B		認知症声かけ模擬訓練時等において、認知症高齢者等SOSネットワーク事業の周知の実施します。地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきます。見守り協定事業所の拡大を図り、地域の見守り体制を強化します。
			29	市民協働推進課	6 自治会・町内会まるごとミーティング	市内158自治会・町内会の情報交換の場として「自治会・町内会まるごとミーティング」を開催し、自治会・町内会の活動を促進します。	令和5年度は2回実施し、1回目は区長業務説明会と同時に開催することで、119名の区長等に参加いただき、情報交換を実施することができました。2回目は年度の間である11月に実施することで、活発な意見交換を行うことができ、自治会・町内会活動の活性化に寄与することができました。	A		「自治会・町内会まるごとミーティング」の開催方法やテーマの設定について、自治会連絡協議会の意見を集約しながらより良い方法で実施します。
生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり	健康寿命の延伸と介護予防の推進	健康づくり活動や介護予防の支援	30	健幸長寿課	1 認知症の発症予防	高血圧や糖尿病といった生活習慣病は、認知症発症のリスクが高くなるため、生活習慣病の予防が必要な人への指導を強化していきます。運動の習慣は、認知機能を向上させ、認知症のリスクを低下させるため、効果的な運動について普及していきます。	運動習慣の普及啓発のため、広報もりやに記事の掲載(2回)。運動教室(24回)を開催しました。	B		広報もりやでの周知と、運動を習慣化させるための運動教室を開催します。
				保健センター (R6:保健予防課)			特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康づくり健康診査の結果で保健指導が必要な方を対象に、生活習慣や食生活、運動について結果相談会を実施しました。取組結果 相談会：12回	B	特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康づくり健康診査の結果で保健指導が必要な方を対象に、生活習慣や食生活、運動について結果相談会を実施します。相談会：12回	
			31	健幸長寿課	2 介護予防把握事業	要介護・要支援状態に移行するおそれのある高齢者を早期に把握し、介護予防活動への参加につなげます。	75歳を対象(914人)に基本チェックリストを送付し、回答があった方(823人)に対して結果票を送付しました。結果に応じ、電話にて生活状況の確認をして、介護予防事業等の紹介を行いました。	B		75歳を対象に基本チェックリストを送付し、回答があった方に対して結果票を送付します。結果に応じ、電話にて生活状況の確認をし、介護予防事業等の紹介を行います。
			32	健幸長寿課	3 介護予防普及啓発事業	市民に、幅広く介護予防に関する知識を理解してもらうことを目的として、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や専門職による相談会等を開催します。また、介護予防の普及啓発に資する運動、高齢者の低栄養や肺炎予防等につなげるための栄養、口腔等に係る専門職による出前講座や介護予防教室の開催等による介護予防を推進します。6地区の地域特性を踏まえたフレイル※予防教室を展開します。	・専門職による出前講座(サロン・シニアクラブ等の要請により実施)を51回/721人に実施。 ・専門職によるミニ講座(げんき館、サロンでの健幸ちょこっと小話)を87回/929人に実施。 ・介護予防普及啓発講演会を1回/18人に実施。 ・公園を活用したあおぞら運動教室を18回/延べ346人に実施。 ・シニア運動教室(体力測定、運動指導)を12回/118人に実施。 ・市広報紙に介護予防に関する記事を6回/年掲載。 ・クックパッドを活用し、介護予防に関するレシピ55品を提供。	B		・専門職による出前講座やミニ講座(げんき館、サロンでの健幸ちょこっと小話)を実施します ・介護予防普及啓発講演会を実施します ・公園を活用したあおぞら運動教室やシニア運動教室(体力測定、運動指導)を実施します ・市広報紙に介護予防に関する記事を6回/年掲載。 ・クックパッドを活用し、介護予防に関するレシピを提供。
			-	健幸長寿課	4 地域介護予防活動支援事業※	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織支援等を行い、地域での介護予防活動を推進します(人づくり環境づくり)。	令和3年度と令和4年度に養成した認知症予防リーダーに対しフォローアップ研修(2回)と現地指導(3回)を実施し、地域での活動を推進しました。	B		今年度も継続して研修会や現地指導等を実施し、活動を推進していきます。
			33	健幸長寿課	5 地域リハビリテーション活動支援事業	作業療法士がサロンや講座等における市民への介護予防に関する技術的助言を行います。また、介護職員等への介護予防に関する技術的助言及び地域ケア会議※やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援等、介護予防の取組を総合的に強化します。	・作業療法士が生活機能相談として、介護支援専門員や地域包括支援センター職員と同行訪問し、自立支援に向けた助言を20件/年実施しました。 ・地域ケア個別会議に出席し、自立支援を目的に助言、ケアマネジメントの支援を7回/年実施しました。	B		・作業療法士等のリハビリテーションの専門職が生活機能相談として、介護支援専門員や地域包括支援センター職員とともに家庭評価等を実施します。 ・地域ケア個別会議に出席し、自立支援を目的に助言、ケアマネジメントの支援を行います。

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）		
生きがいを 感じ健やかに暮らせる地域づくり	健康寿命の延伸と介護予防の推進 基本施策1	健康づくり活動や介護予防の支援 方向性1	34	保健センター（R6:保健予防課）	6 重症化予防	重症な循環器疾患を発症するリスクが高い医療未受診者に対し、受療行動を促進する保健指導を実施し、疾病の重症化を予防します。	特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康づくり健康診査を受診し、血圧、血糖値、脂質、尿たんぱくの値が重症化予防受療勧奨値で未受診の方を対象に、受療行動促進モデルに沿って保健指導を実施しました。 取組結果：高血圧93人 高血糖50人 脂質異常41人 腎機能12人 に対し保健指導を実施。保健指導実施率100%	B		特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、健康づくり健康診査を受診し、血圧、血糖値、脂質、尿たんぱくの値が重症化予防受療勧奨値で未受診の方を対象に、受療行動促進モデルに沿って保健指導を実施します。 数値目標：保健指導実施率100%		
			35	保健センター（R6:保健予防課）	7 食生活改善推進事業	市民が健康づくりに関する食についての知識を身に付けるために、子どもから高齢者まで幅広い世代に対して食育推進活動を実施します。	・乳幼児健康診査時に生活習慣病予防のための食についてのチラシを配布 ・3歳5か月児健康診査時の食育活動（17回、参加者736名） ・市内小学校の児童クラブで食育出前講座を実施（10回、参加者298名） ・親子料理教室（2回、参加者42名）、ヘルシークッキング教室（1回、参加者6名）、男性のための料理教室の開催（1回、参加者12名） ・伝達講習会の実施（12回、参加者129名） ・活動実績合計：276回 2,228名	A		・乳幼児健康診査時に生活習慣病予防のための食についてのチラシを配布 ・3歳5か月児健康診査時の食育活動（25回） ・市内小学校の児童クラブで食育出前講座を実施（9校） ・親子料理教室（2回）、食育お役立ちクッキング講座（2回）、ヘルシークッキング講座（2回）、男性のための料理教室（1回）の開催 ・「食育の日」推進活動（10回） ・集団健康診査時と骨粗しょう症予防教室・健診時の食育活動（4回） ・伝達講習会の実施（随時）		
			36	保健センター（R6:保健予防課）	8 こころの健康に関する理解促進・啓発活動の実施	市広報紙や市ホームページ、健診やイベント等の機会を利用して、こころの健康についての理解促進や啓発活動を実施します。	・広報誌、ホームページでこころの健康に関する情報提供（広報：年1回/HP：通年） ・アルコール依存等に関する街頭啓発を実施（1回/イオンタウン守谷） ・新規職員、乳幼児健康診査・特定健康診査の受診者、献血協力者等にゲートキーパー、自殺予防、相談窓口等の啓発活動を実施 ・図書館でも自殺予防に関する啓発を実施しました。	B		・広報誌、ホームページでこころの健康に関する情報提供（広報：年1回/HP：通年） ・アルコール依存等に関する街頭啓発を実施（1回/イオンタウン守谷） ・新規職員、乳幼児健康診査・特定健康診査の受診者、献血協力者等にゲートキーパー、自殺予防、相談窓口等の啓発活動を実施		
			37	健幸長寿課	9 シルバーリハビリ体操（パタカ）推進事業	シルバーリハビリ体操指導士を養成し、シルバーリハビリ体操（パタカ）の普及に努めます。	シルバーリハビリ体操推進事業委託（市民との協働事業）し、体操活動を1,512回/14,557人に実施しました。	B		シルバーリハビリ体操推進事業委託（市民との協働事業）し、体操活動を実施します。		
			38	健幸長寿課（社会福祉協議会）	10 生きがい活動支援通所事業（げんき館）	虚弱と認められた高齢者に対し、げんき館やミ・ナーデげんき館通所による高齢者同士の交流、日常生活動作訓練、趣味活動等の各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立した生活の助長を図ります。	生きがい活動支援通所事業（通年：げんき館、R5.4月まで：ミ・ナーデげんき館）1,359人/252日（日数は、2施設合計）。	B		生きがい活動支援通所事業（げんき館）を実施し、高齢者の生きがい活動を支援します。		
			39	健幸長寿課	11 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者の心身の特性に応じ、疾病予防事業、保健事業及び介護予防事業を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図ります。	専門職による出前講座やミニ講話等を開催しました。	B		専門職による出前講座やミニ講話等を開催		
				保健センター（R6:保健予防課）			後期高齢者医療担当部署（主管課:国保年金課）が介護予防担当（健幸長寿課）及び健康づくり担当部署（保健センター）との連携・協働で、①生活習慣病重症化予防等の個別指導、②健康状態不明者に対して必要なサービスにつなぐ個別指導、③サロン・シニアクラブなどの通いの場において、フレイル予防の啓発活動・健康教育を行いました。 【実績】 ①低栄養予防28名、糖尿病性腎臓病重症化予防16名、その他の生活習慣病重症化予防37名。 ②健康状態不明者対策149名。 ③39箇所・1,438人に実施	A	後期高齢者医療保険事業担当部署（主管課:保健予防課）が介護予防担当（健幸長寿課）・後期高齢者医療主管課（国保年金課）・介護保険主管課（介護福祉課）との連携・協働し、①生活習慣病重症化予防等の個別指導、②健康状態不明者に対して必要なサービスにつなぐ個別指導、③サロン・シニアクラブなどの通いの場において、フレイル予防の啓発活動・健康教育を行います。 【予定】 ①低栄養予防30名、糖尿病性腎臓病重症化予防9名、その他の生活習慣病重症化予防45名。 ②健康状態不明者対策150名。 ③39箇所・1,500人に実施予定			
			健康寿命の延伸と介護予防の推進 基本施策1	健診・検診・相談の充実 方向性2	40	保健センター（R6:保健予防課）	1 健康診査（特定健康診査・後期高齢者医療健康診査）の実施	生活習慣病の予防や重症化予防に向けて健診の受診率向上に努めます。	令和3年度に導入した健診予約システム（Web、コールセンター）を改良し、WEB予約と電話予約を併用することで、それぞれの回線の輻輳を防止し、市民の方に予約の取りやすい環境を提供し、多くの市民に健診を受けてもらえるようにしました（年間）	C	国保年金課で実施しているナッジ理論を活用した勧奨通知と合わせ、コロナ禍以降受診率は伸びているが、以前の水準には達していません。令和6年度より国保の保健事業が保健予防課に移りました。引き続きナッジ理論を活用した受診勧奨と、受診しやすい環境整備を図ります。	特定健診受診率向上のため、ナッジ理論を活用した受診勧奨通知の送付を実施します。 数値目標：送付回数3回 特定健康診査受診率50% 予約システムの充実を図る。
					41	保健センター（R6:保健予防課）	2 健診結果相談会等フォロー事業	各健康診査後の保健指導を保健師・栄養士が行い、生活習慣病予防のための生活習慣の見直しや医療機関に受診を促すことで、重症化を予防します。	集団健診を受け、重症化予防受療勧奨値で未受診者に対し、受療行動促進モデルに沿って保健指導を実施しました。 取組結果：高血圧93人 高血糖50人 脂質異常41人 腎機能12人 に対し保健指導を実施。保健指導実施率100% 予約制で年12回健診結果相談会を各公民館で実施、また健診後の電話相談について随時実施した。 取組結果：12日実施 延相談人数91人	C	健診結果に相談会の案内を同封し周知を図っているが、利用者数は減少傾向です。健診会場の周知など、周知方法を検討し、相談した方が満足できるような指導者の資質向上を図ります。	集団健診を受け、重症化予防受療勧奨値で未受診者に対し、受療行動促進モデルに沿って保健指導を実施します。 数値目標：保健指導実施率100% 集団健診の結果通知に健診結果相談会の案内を同封し、予約制で希望者に対し保健師・管理栄養士による保健指導を実施する。 数値目標：14日実施 相談人数95人以上
					42	保健センター（R6:おやこ保健課）	3 乳幼児健診	3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳5か月児健診を定期的に実施しています。その際には、発育・発達チェック、子育て相談などを行っています。	3～4か月児健康診査（集団24回うち4回は内科診察のみ医療機関へ委託）、1歳6か月児健康診査（26回）、3歳5か月児健康診査（30回）を実施しました。 その際には、発育・発達チェック、子育て相談などを行い、3～4か月児健康診査が医療機関健診となったものに関して、育児相談・ブックスタート・整形診察などは対面で行いました。	A		発育・発達のチェック、子育て相談のため、3～4か月児健診24回、1歳6か月児健診28回、3歳5か月児健診30回を実施予定。
43	保健センター（R6:おやこ保健課）	4 育児健康フォロー事業			3～4か月児、1歳6か月児、3歳5か月児の定期健診において、発育・発達の経過を確認することで、すこやかな発達を支援し、保護者の不安の軽減や早期療育につなげていきます。	定期健康診査において発育・発達に今後もフォローが必要だと考えられた方や保護者の不安や困り感が強い場合などに、発達相談会（延べ192名参加）、ほかほか教室（延べ69名参加）、ペアレントトレーニング（講演会1回18名参加、トレーニングコース5回延べ23名参加、フォローアップ1回5名参加）を実施しました。	A		定期健康診査において発育・発達に今後もフォローが必要だと考えられたかたや保護者の不安や困り感への相談の場として、発達相談会117回、ほかほか教室11回、ペアレントトレーニング（講演会1回、トレーニングコース5回、フォローアップ1回）を実施予定。			
44	保健センター（R6:保健予防課）	5 がん検診の実施			各種がん検診を行い疾病の早期発見・早期治療に努めます。	肺・胃・大腸・乳・子宮・前立腺がん検診を実施しました。 取組結果：受診者数 肺5,292人 胃1,308人 大腸2,274人 子宮2,162人 乳2,087人 前立腺1,191人	C	肺がん、乳がん、子宮頸がん受診者数は前年度より増加したが、胃がん、大腸がん検診は受診者数が減少しました。受診すべき年代に合わせた効果的な勧奨や再勧奨の実施、また受診しやすい環境を整えることで受診率の向上を図ります。	肺・胃・大腸・乳・子宮・前立腺がん検診を実施します。 数値目標：受診者数 肺5,300人 胃1,350人 大腸2,300人 子宮2,200人 乳2,100人 前立腺1,200人以上			

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）	
生きがいを 感じ健やかに暮らせる地域づくり	健康寿命の 延伸と介護 予防の推進	健康 ・ 検診 ・ 相談 の 充実	45	保健センター (R6:保健予防課)	6 歯周疾患医療機関検診	口腔機能の維持・向上及び歯の喪失の防止のため、40歳、50歳、60歳、70歳の市民に対し、歯周疾患検診を実施します。	守谷歯科医師会に委託し、歯周疾患検診を実施しました。 取組結果：健診受診者数110人	C	経年的に受診率が低く推移しています。令和6年度は20歳、30歳が対象に加わるため、歯科検診の重要性を強化して受診率の向上を図ります。	守谷歯科医師会に委託し、歯周疾患検診を実施します。 数値目標：健診受診者数140人	
			46	保健センター (R6:保健予防課)	7 保健指導の実施	血圧・血糖値等が高く医療機関への受診が必要な人への指導を強化し、生活習慣病の重症化予防に努めます。	集団健診の結果、血圧：血糖値・LDLコレステロール・尿蛋白がハイリスク基準に該当する者に対し保健指導を実施しました。 取組結果：高血圧93人 高血糖50人 脂質異常41人 腎機能12人 に対し保健指導を実施。保健指導実施率100%	B	集団健診の結果、血圧：血糖値・LDLコレステロール・尿蛋白がハイリスク基準に該当する者に対し保健指導を実施します。 数値目標：保健指導実施率100%		
			47	保健センター (R6:保健予防課)	8 健康教育の実施	生活習慣病の予防を目的とした教室の開催や出前講座を実施します。	血糖値が境界域以上であり未受療である方を対象に、糖尿病に関する知識と予防のための生活習慣を学ぶ糖尿病予防教室を実施しました。 取組結果：実施回数4回 延参加人数76人 生活習慣病をテーマにした健康づくり出前講座を依頼があった団体に対して実施しました。 取組結果：実施回数15回 延参加人数233人	B	血糖値が境界域以上であり未受療である方を対象に、糖尿病に関する知識と予防のための生活習慣を学ぶ糖尿病予防教室を実施します。 数値目標：延参加人数80人以上 生活習慣病をテーマにした健康づくり出前講座を依頼があった団体に対して実施する。 数値目標：実施回数20回以上		
			48	保健センター (R6:保健予防課)	9 こころの健康相談窓口の充実	定期的に相談窓口を開設するほか、精神保健福祉士による電話、面接、訪問により、「こころの健康相談」を実施します。	本人、家族、関係機関を対象に相談対応を実施した「こころの健康相談」令和5年度実績 電話327件面接91件訪問12件	B	本人、家族、関係機関を対象に相談対応を実施した「こころの健康相談」を実施。 担当者1人に頼らず、相談対応者を増やしていきます。		
		身体活動・ 運動の 推進	方向性3	49	保健センター (R6:保健予防課)	1 ラジオ体操を活用した健康増進事業	運動習慣のきっかけづくりとしてラジオ体操を実践し、市民の自主的な健康増進につなげることを目的に、「ラジオ体操を活用した健康増進事業」において、CDラジオ、ラジオ体操CD、のぼり旗の貸出を行います。ラジオ体操については、参加者による多世代交流にもつながっています。	ラジオ体操実施する際に必要に応じて、物品の貸し出しを継続。ラジオ体操の効果を広報等で発信し普及啓発に努めました。 ラジオ体操指導員資格を受けた職員による「ラジオ体操」の出前講座を実施した。 取組結果：1回（ヘルスメイト養成講座）	D	ラジオ体操の効果を広報等で発信し普及啓発に努めます。保健センターを使用する団体等に対し、ラジオ体操実施を推進し、効果的な動きを普及していきます。 健康づくり出前講座の周知を図り、利用を推進する。	ラジオ体操実施する際に必要に応じて、物品の貸し出しを継続。新しい団体が一つでも増えるようにします。 ラジオ体操の出前講座の周知の強化、利用を推進します。 数値目標：2回以上
				50	生涯学習課	2 生涯学習・生涯スポーツの機会・場の提供	趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、地区公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動を支援します。	コロナ禍における活動制限が解除となり、趣味等を生かした自発的な活動が活発に行われました。また、様々な講座を再開するとともに、芸術祭、地区公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動の支援を行いました。 実績：公民館講座4館計98回	A	公民館を中心に、趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動の支援を行います。 数値目標：公民館講座4館計80回（各館10種以上）	
				-	健幸長寿課	3 シルバーリハビリ体操（パタカ）推進事業※	シルバーリハビリ体操指導士を養成し、シルバーリハビリ体操（パタカ）の普及に努めます。	シルバーリハビリ体操推進事業委託（市民との協働事業）し、体操活動を1,512回/14,557人に実施しました。	B	シルバーリハビリ体操推進事業委託（市民との協働事業）し、体操活動を実施します。	
				51	生涯学習課	4 スポーツイベントの開催	障がいの有無に関わらず、多くの人々がスポーツに触れることができるよう、スポーツイベントを開催します。	障がいの有無に関わらず、多くの人々がスポーツに触れることができるよう、スポーツイベント開催時にユニバーサルスポーツを取り入れました。 実績：スポーツ大会9回/スポーツ教室5回/ポッチャ体験会10回	B	障がいの有無に関わらず、多くの人々がスポーツに触れることができるようスポーツイベントを開催します。また、イベント開催時にポッチャ、フラインドサッカーなど誰もがともに楽しめるスポーツを取り入れます。 数値目標：イベント数20回	
	地域における 生きがいの づくりの 推進	高齢者・ 障がい者 等の社会 参加の 促進	方向性1	52	健幸長寿課	1 シニアクラブ活動	地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために市内で自主的に組織した団体による活動です。奉仕活動、各種スポーツ、趣味等の活動を通じて、積極的に生きがいのづくり・健康づくり・仲間づくりを行います。さらに、高齢消費者見守りサポーターが地域において見守り活動を実施する等、高齢消費者の詐欺被害防止等の普及啓発を図ります。	5月に元氣わくわくスポーツ大会、7月に視察研修会、10月にシニアスポーツ大会を実施。感染対策を考慮し、時間短縮や参加人数を制限するなど工夫をして開催しました。また、各クラブの活動状況を共有し活動意欲の維持を図るため、昨年に続きシニアクラブ連合会の会報誌第3弾を9月に発行しました。さらに、9月に単位クラブ情報交換会を初めて開催し、各クラブ会長が情報交換を行い、会長間の交流促進及び自クラブ運営の参考としました。	B	シニアクラブの活動を推進するため、前年同様の事業を継続実施します。なお、イベント開催については、近年の夏季の酷暑を考慮し、開催時期を調整します。	
				53	健幸長寿課	2 サロン活動	閉じこもり防止や仲間づくりを目的に、地区公民館や自治会集会所等を活用し運営ボランティアによる「サロン」を開発しています。高齢者が身近な場所で交流できるよう、地域のボランティアや指導員と音楽や体操、茶話会及び趣味の活動等を行います。	運営ボランティア会議を行い、情報交換を行ったほか、視察研修を実施しました。専門職による「出前講座」「DKエルダーシステムを利用した講座」を実施し、活性化を図りました。サロンの活動状況を確認して一覧表・分布地図を作成し、参加希望者に配布できるようにしました。（29サロン）	B	運営ボランティア会議を行いサロン間の情報共有を実施し、出前講座等や物品の貸し出しを行い活動内容の活性化を図ります。視察研修を実施して運営や活動の内容に役立てます。また新規のサロン開設に向けた支援も実施します。	
				-	市民協働推進課	3 協働まちづくり担い手育成事業（市民大学）※	共に考え、教え合う双方向の学習形式を取り入れ、対話型の授業を行います。高齢者がまちづくりの担い手として活躍できるよう、より実践的な内容のコースを設計します。	「守谷を知るコース」、「いきいきシニアコース」、「まちづくり協議会コース」の3コースを実施し、協働のまちづくりの担い手育成に取り組みました（受講者延数84人）。また、教室受講のみではなくZoomを使用した受講にも対応し、受講生の受講ニーズにも対応しました。	A	市民大学運営委員の高齢化に伴い、委員の世代交代を行いながら、引き続き、協働のまちづくりの担い手育成に繋がるようなコース設計に取り組みよう支援を行っていきます。	
				-	健幸長寿課	4 介護支援ボランティアポイント制度※	高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につなげます。	新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したことから、令和5年10月にボランティア登録者への説明会及び受入施設との調整を行い、シニアボランティアポイント制度を再開しました。	B	市ホームページや広報もりや等を活用し、制度を周知することで、登録者数を増加させます。	
54				健幸長寿課 (シルバー人材センター)	5 高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター）	高齢者の自主的な組織として、家庭、民間、官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け、会員それぞれの適正に応じた仕事を行うことで、生きがいの充実を図ります。今後、高齢者が社会の担い手となる必要性について普及啓発を図り、新規事業への参入と人材育成を検討します。	市ホームページに業務内容の紹介や入会案内のページを設け、活動を支援しました。	B	窓口が高齢者サービス一覧チラシを配置するとともに、市ホームページに業務内容の紹介や入会案内のページを設け、活動を支援します。		

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）	
生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり	地域における生きがいの推進	高齢者・障がい者等の社会参加の促進	-	生涯学習課	6 生涯学習・生涯スポーツの機会・場の提供※	趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、地区公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動を支援します。	コロナ禍における活動制限が解除となり、趣味等を生かした自発的な活動が活発に行われました。また、様々な講座を再開するとともに、芸術祭、地区公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動を支援を行いました。 実績：公民館講座4館計98回	A		公民館を中心に、趣味等を生かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、公民館まつりやスポーツイベント等を通して市民の文化・スポーツ活動の支援を行います。 数値目標：公民館講座4館計80回（各館10種以上）	
			-	生涯学習課	7 もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク※	地域において学校教育、文化、芸術、スポーツ等の活動に優れた知識及び技能を有している市民等を市内公立小中学校の求めに応じ紹介することで、学校における学習活動等を継続的に支援します。	バンク登録者をさらに増やすために、商工会・市民活動支援センターや公民館等を通じて市内団体へのチラシの配布や広報もりや・ホームページへの掲載、市政情報モニターなどで周知を行いました。市内小中学校に対しては、校長会等で積極的な活用や未登録者の方への登録依頼を行いました。また、毎月、活用状況の報告を行いました。実績：登録者数89件（団体登録含む）・活用量数延べ1,429名（各学校報告人数の合計）	B		バンク登録者を増やすために、各団体（商工会・市民活動支援センター・公民館等）を通じてチラシの配布や広報もりや・ホームページへの掲載、市政情報モニターなどで周知を行います。市内小中学校に対しては、校長会等で積極的な活用や未登録者の方への登録依頼を行う。 数値目標：登録者数100名以上・活用量数1,800名以上	
			55	社会福祉協議会	8 ひとり暮らし高齢者交流事業	市内在住で65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象にバス遠足による交流事業を実施しています。	事業を終えた後も交流ができるよう小地域事業に方向性を変え、地区の強みを活かしながら、高齢者が集う機会を関係機関と連携し実施しました。	B		各地域ごとの方法で高齢者（多世代）が集う機会をより多く開催できるよう支援します。	
			56	社会福祉協議会	9 高齢者世帯交流事業	市内在住で65歳以上の高齢者世帯を対象にバス遠足による交流事業を実施しています。	事業を終えた後も交流ができるよう小地域事業に方向性を変え、地区の強みを活かしながら、高齢者が集う機会を関係機関と連携し実施しました。	B		各地域ごとの方法で高齢者（多世代）が集う機会をより多く開催できるよう支援します。	
			57	社会福祉協議会	10 元氣わくわくスポーツ大会	健幸長寿課	生きがい活動・健康づくり・体力の保持増進を図ることを目的として、ゲートボール、ペタンク、輪投げ、グラウンドゴルフを協議種目とするスポーツ大会を実施しています。	第2回元氣わくわくスポーツ大会を常総広域運動公園にて実施。347名が参加	B		熱中症対策に配慮しスムーズな運営を行い、高齢者の健康づくりを推進する
				生きがい活動・健康づくりのため、コロナ感染対策を実施したうえで、元氣わくわくスポーツ大会（5月）を実施しました。 参加人数：343名				B		大会に周知に努め参加人数を増加させます。	
			58	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	11 障がい者の就労のための訓練の実施	企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を実施するため、就労移行支援の積極的な利用を支援します。	43名に対し支給決定を行いました。また支給決定を行った者のうち、負担上限額が0円の者に対し、交通費として280円/日を上限に支給を行いました（延べ82人、315,634円）。	A		企業等への就労を希望する人に就労移行支援の積極的な利用を支援します。また支給決定を行った者のうち、負担上限額が0円の者に対し、交通費として280円/日を上限に支給を行います。	
			59	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	12 障がい者の就労定着支援	企業等に就労した障がい者が抱える就業面や生活面での不安や問題の解消のために、障害者就業・生活支援センター等の支援機関を通じて、就職後も安定した職業生活が送れるように継続的な定着支援を実施します。	就労定着支援の令和5年度の利用者数は、17名でした。就労系サービスを利用し一般就労をした方を対象としています。	B		就職後も安定した職業生活が送れるように継続的な定着支援を実施します。	
			60	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	13 就職面接会情報の提供	障がい者と雇用を希望する企業等が一堂に会する「障がい者就職面接会」の開催情報を提供します。	公共職業安定所からの情報をもとに、広報もりやに情報を掲載（年1回）しました。また、ミニ面接会の開催時には就労系サービス事業所に、メールにて情報提供（年1回）し、周知を図りました。	A		公共職業安定所からの情報をもとに、広報もりやに情報を掲載します。また、ミニ面接会の開催時には就労系サービス事業所に、メールにて情報提供し、周知を図ります。	
			61	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	14 福祉的就労の場の確保	福祉サービス事業所や地域活動支援センターといった就労の場を確保し、障がい者が働く喜びを得られるよう支援します。	令和5年度は、就労継続支援B型事業所が2か所増加しました。障がい者が職を選択する幅が広がりました。	A		障がい者の就労の場の確保のために、障がい者への情報提供を行います。	
			62	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	15 障がい者雇用の理解促進	市内の企業等に対し、障がい者の雇用についての理解促進と雇用の拡大を推進するため、公共職業安定所と連携して啓発活動を実施します。	公共職業安定所からの情報をもとに、広報もりやに情報を掲載し周知を図りました（年1回）。	A		公共職業安定所からの情報をもとに、広報もりやに情報を掲載し周知を図ります。	
			63	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	16 製品の展示・販売機会の確保	障がい者の工賃水準の引上げや製品の製作意欲の向上のため、福祉サービス事業所等において障がい者が作製した製品の展示・販売の機会を確保します。	守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会主催でイオンタウン守谷においてもりやふくしまつりを開催し、作品の展示や販売を行いました。また、障がい者週間に合わせて、イオンタウン守谷において作品の展示を行いました。	A		障がい者週間に合わせて、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会・市内障がい者団体の協力いただきイオンタウン守谷において作品の展示を行います。	
			64	社会福祉協議会	17 買ってNet/バザール	近隣障がい児者団体・施設が参加して、入所・通所者などが作製した手作品や野菜、食品などの販売、施設紹介や活動の紹介などを目的に、毎年7月、イオンタウン守谷を会場に福祉バザールを2日間開催しています。	9月30日（土）第15回買ってネットバザール開催。13団体が参加。参加事業所の職員体制が整わないため、これまで2日間開催していたが、日曜日の開催はできませんでした。	C		週末の2日間の開催は、事業所にとって厳しい状況。イオン側としては、2日間開催希望があるため、今後2日目に關しては、障がいサービス事業所連絡協議会と相談し、事業を検討します。	
			65	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	18 障がい者就労施設等からの調達拡大	障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃水準の引上げや働く場の確保のため、市における障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を拡大します。	主な調達内容：公園等里親事業の花苗購入、清掃業務、物品セット作業、印刷業務等 R5調達額：2,279,187円（R4調達額：1,763,747円）	A		障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃水準の引上げや働く場の確保のため、市における障がい者就労施設等からの物品や役務の調達の拡大のため庁内に情報提供を行います。	
			66	生涯学習課	19 公民館・体育館の使用支援	文化活動やスポーツ等を推進するため、障がい者団体が使用する場合の使用料を免除します。	文化活動やスポーツ等を推進するため、障がい者団体が使用する場合の使用料を免除しています。 実績：6件（公民館利用）	B		障がい者団体に制度の周知を図り、文化・スポーツ活動の機会・場を提供します。 数値目標：使用数6件以上	
			67	中央図書館	20 障がい者向けの図書収集	視聴覚障がい者等の利用に供するため、点字資料、録音図書、大活字本、拡大写本、さわる絵本等の資料を収集しました。	視聴覚障がい者等の利用に供するため、点字資料、録音図書、大活字本、拡大写本、さわる絵本等の資料を収集しました。	B		視覚に障がいのある方にもご利用いただける、点字資料と大活字本、電子図書（リフロー及び音声タイプ）等を20点以上収集する。	
68	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	21 障がい者の文化活動やスポーツについての情報提供	障がい者を対象とした文化活動やスポーツについての情報を提供し、活動への参加を支援します。	障がい者週間にイオンタウン守谷で障がい者団体による作品展示を実施しました。茨城県障害者スポーツ大会の個人競技部門に7名が参加しました。レクリエーション競技及び団体競技については、申込みがありませんでした。	A		障がい者週間に合わせて、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会・市内障がい者団体の協力いただきイオンタウン守谷において作品の展示を行います。茨城県障害者スポーツ大会については、広報もりやで情報提供を行い、参加を支援します。				
-	生涯学習課	22 スポーツイベントの開催※	障がいの有無に関わらず、多くの人がスポーツに触れることができるよう、スポーツイベントを開催します。	障がいの有無に関わらず、多くの人がスポーツに触れることができるよう、スポーツイベント開催時にユニバーサルスポーツを取り入れました。 実績：スポーツ大会9回/スポーツ教室5回/ポッチャ体験会10回	B		障がいの有無に関わらず、多くの人がスポーツに触れることができるようスポーツイベントを開催します。また、イベント開催時にポッチャ、フラインドサッカーなど誰もがともに楽しめるスポーツを取り入れます。 数値目標：イベント数20回				

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）
地域における生きがいつくりの推進 基本施策2	地域における多世代の活動支援 方向性2		69	市民協働推進課	1 地域イベントの開催	各地区の「まちづくり協議会」では、任意で地域の絆づくり・多世代交流等のための地域イベントを開催しています。今後も、各地区の「まちづくり協議会」の活動を支援していきます。	令和5年度はコロナが明けたこともあり、令和4年度以前と比較して、活動が活発化した地区が多くありました。多世代交流行事などの新たな行事への取組みがあったり、ベタンク等のニュースポーツ活動が始まったりなど、各地の興味関心や課題に応える形で活性化するように支援を行いました。	A		昨年度実施したイベント等を継続しながら、1つ以上新たな地域イベントの開催について、支援していきます。
			70	のびのび子育て課	2 地域子育て支援センター運営事業	市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭や地域における子育て機能の低下や、孤独感や不安感を持つ親の増加に対応するため、地域において子育て親子の交流等（広場事業及び園庭開放、育児相談、子育て講座、子育てサークル支援、地域交流等）を促進する場所を設置し、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援しています。地域交流においては、地域のお年寄りや出前サロンのお年寄りとの異世代交流を実施しています。	子育て親子の交流のために、こどものためのリトミック講座、パパと遊ぼう、夢っ子まつり、夢っ子コンサート等を実施しました。 取組結果：延べ1,770人が参加	B		子育て支援のため、新たに体を使った遊びを増やし、引き続き講座やイベントで、子育て親子の交流の場を提供します。 取組目標：参加者1,800人以上
			-	保健センター（R6:保健予防課）	3 ラジオ体操を活用した健康増進事業※	運動習慣のきっかけづくりとしてラジオ体操を実施し、市民の自主的な健康増進につなげることを目的に、「ラジオ体操を活用した健康増進事業」において、CDラジオ、ラジオ体操CD、のぼり旗の貸出を行います。ラジオ体操については、参加者による多世代交流にもつながっています。	ラジオ体操実施する際に必要に応じて、物品の貸し出しを継続。ラジオ体操の効果を広報等で発信し普及啓発に努めました。 ラジオ体操指導員資格を受けた職員による「ラジオ体操」の出前講座を実施した。 取組結果：1回（ヘルスメイト養成講座）	D	ラジオ体操の効果を広報等で発信し普及啓発に努めます。保健センターを使用する団体等に対し、ラジオ体操実施を推進し、効果的な動きを普及していきます。 健康づくり出前講座の周知を図り、利用を推進する。	ラジオ体操実施する際に必要に応じて、物品の貸し出しを継続。新しい団体が一つでも増えるようにします。 ラジオ体操の出前講座の周知の強化、利用を推進します。 数値目標：2回以上
			71	学校教育課	4 通学時の見守りボランティア	自治会等による通学時の見守りにより、児童の防犯対策の充実を図っています。また、この見守り活動により、児童とシニア世代の信頼関係が深まっています。今後も、児童の防犯対策の充実を図るため、通学時の見守りボランティアの協力団体を増やします。	引き続き地域ボランティアの協力を得て、通学時の見守りを行っています。地域によっては下校時も見守り活動を行っている場合もあります。	B		通学時の見守りについて地域の理解を深めるため、広報等を活用して、見守りへの協力を呼び掛けていきます。
生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり 基本目標2	市民の活動支援 基本施策3	活動団体への支援 方向性1	-	市民協働推進課	1 まちづくり協議会推進事業（人的支援）※	各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を支援担当職員として配置して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。	各地区の「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、提案や活動支援を実施することで、全地区において3つ以上の活動を実施することができました。	A		引き続き「まちづくり協議会」に市職員及び社会福祉協議会職員を配置し、新たな地域食堂（子ども食堂）の開設等の活動を支援します。
			-	市民協働推進課	2 まちづくり協議会推進事業（財政支援）※	各地区の「まちづくり協議会」に交付金を交付して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。	令和5年度はコロナが明けたこともあり、令和4年度以前と比較して、活動が活発化した地区が増加し、交付金が効果的に活用されました。	A		引き続き、10地区の「まちづくり協議会」に、活動交付金を交付して、地区の活性化、課題解決などにつながる活動を支援します。
			-	健幸長寿課（シルバー人材センター）	3 高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター）※	高齢者の自主的な組織として、家庭、民間、官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け、会員それぞれの適正に応じた仕事を行うことで、生きがいの充実を図ります。今後、高齢者が社会の担い手となる必要性について普及啓発を図り、新規事業への参入と人材育成を検討します。	市ホームページに業務内容の紹介や入会案内のページを設け、活動を支援しました。	B		窓口に高齢者サービス一覧チラシを配置するとともに、市ホームページに業務内容の紹介や入会案内のページを設け、活動を支援します。
			-	健幸長寿課	4 シニアクラブ活動※	地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために市内で自主的に組織した団体による活動です。奉仕活動、各種スポーツ、趣味等の活動を通じて、積極的に生きがいつくり・健康づくり・仲間づくりを行います。さらに、高齢消費者見守りサポーターが地域において見守り活動を実施する等、高齢消費者の詐欺被害防止等の普及啓発を図ります。	5月に元氣わくわくスポーツ大会、7月に視察研修会、10月にシニアスポーツ大会を実施。感染対策を考慮し、時間短縮や参加人数を制限するなど工夫をして開催しました。また、各クラブの活動状況を共有し活動意欲の維持を図るため、昨年に続きシニアクラブ連合会の会報誌第3弾を9月に発行しました。さらに、9月に単位クラブ情報交換会を初めて開催し、各クラブ会長が情報交換を行い、会長間の交流促進及び自クラブ運営の参考としました。	B		シニアクラブの活動を推進するため、前年同様の事業を継続実施します。なお、イベント開催については、近年の夏季の酷暑を考慮し、開催時期を調整します。
			-	健幸長寿課	5 サロン活動※	閉じこもり防止や仲間づくりを目的に、地区公民館や自治会集会所等を活用し運営ボランティアによる「サロン」を開設しています。高齢者が身近な場所で交流できるよう、地域のボランティアや指導員と音楽や体操、茶話会及び趣味の活動等を行います。	運営ボランティア会議を行い、情報交換を行ったほか、視察研修を実施しました。専門職による「出前講座」「DKエルダーシステムを利用した講座」を実施し、活性化を図りました。サロンの活動状況を確認して一覧表・分布地図を作成し、参加希望者に配布できるようにしました。（29サロン）	B		運営ボランティア会議を行いサロン間の情報共有を実施し、出前講座等や物品の貸し出しを行い活動内容の活性化を図ります。視察研修を実施して運営や活動の内容に役立てます。また新規のサロン開設に向けた支援も実施します。
			72	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	1 同行援護事業	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して、外出の際に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う障がい福祉サービスを提供します。	令和5年度は4名の方がサービスを利用し、昨年と同人数でした。	A		移動に著しい困難を有する視覚障がい者に対して、外出の際に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の必要な援助を行う障がい福祉サービスを提供します。
			73	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	2 移動支援事業	地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための支援を行います。	35名の申請を受付し、実利用者は25名、延べ391回の利用がありました。	A		地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための支援を行います。
			74	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	3 意思疎通の支援	視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。	視覚、聴覚障がい者等に、日常生活用具として視覚障害者用血圧計（音声式）（1件）、視覚障害者用通信装置（1件）、視覚障がい者用拡大読書器（3件）支給し、補装具として、視覚障害者安全つえ（5件）、眼鏡（3件）、補聴器（24件）支給しました。	A		視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。
75	社会福祉協議会	4 スロープ付福祉車両の貸出	障がい者や歩行困難な高齢者等とその家族に対し、スロープ付福祉車両を無料で貸し出します。	通院・外出・移送等で貸出延べ件数 73件	B		要綱を改正し利用しやすいルールを提示します。			
76	都市計画課	5 コミュニティバスの無料化（障がい者）	引き続き、障がい者手帳を有する人について、市が運行するモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃を無料にします。	令和5年度も障がい者手帳所有者についてモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃無料を実施しました。	A		今年度も継続して、障がい者手帳所有者についてモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃無料を実施します。			
77	都市計画課	6 デマンド乗合交通	守谷市デマンド乗合交通は、守谷市地域公共交通網形成計画（平成30年7月策定）に基づき、高齢者や障がい者を対象に「小さな交通」を実現するための手段の1つとして運行しています。この乗合交通では、事前に利用登録を行った上で、電話で事前に予約があった利用者の指定する場所（自宅等）へ迎えに行き、指定する場所（公共施設、医療機関、店舗等）まで運行するものとなっています。	令和5年度の利用者数は20,310名であり、令和4年度の19,603人と比較し700名以上増加しました。また障がい者については令和5年度3,009名の利用がありました。令和4年度は3,343名であったので、こちらは減少しています。	A		今年度も多くの方が利用できるように、運行等の調整を図っていきます。			
78	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	7 福祉タクシー券交付事業	重度の障がい者が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に、料金の初乗り運賃相当額を助成します。	令和5年3月、令和4年度中の申請者に対し令和4年度分のタクシー券について申請助戻を実施しました。また、随時新規申請を受け付けし、年間で重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）99名、高齢者147名にタクシー券を交付しました。	A		重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）・高齢者（70歳以上で同一敷地内に70歳未満もしくは住民税課税者と同居していない方）が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に利用できるタクシー券（1枚につき500円）を助成します。1回の乗車につき2枚まで利用できます。			

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）
安心して暮らせる地域づくり	保健福祉サービスの充実	高齢者支援の推進	79	健幸長寿課	1 ひとり暮らし高齢者緊急通報体制整備事業（緊急通報システム）	ひとり暮らし高齢者等に対して急病・事故等の緊急事態に対処するために、24時間365日の健康相談に応じる緊急通報システムを設置します。	令和3年5月から24時間の健康相談や、自身が通報できない状況でも24時間経過すると自動通報される機能を有する新システムを導入した。利用率を向上のために、市の広報紙（6月）やホームページへの掲載のほか、チラシを作成し民生委員や地域包括支援センターへ制度の周知を行った。	B		市ホームページへの掲載や窓口高齢者サービス一覧のチラシを配置する等、事業の周知を行います。
			80	健幸長寿課	2 軽度生活援助事業	掃除、洗濯等の日常生活上の援助が必要な、ひとり暮らし高齢者若しくは高齢者のみ世帯に軽易な日常生活の援助を行い、高齢者の自立と生活の質を確保します。	市ホームページへの掲載や高齢者サービス一覧のチラシを配布し、事業の周知を行いました。	B		市ホームページへの掲載や窓口高齢者サービス一覧のチラシを配置する等、事業の周知を行います。
			81	健幸長寿課	3 愛の定期便事業（ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業）	ひとり暮らし高齢者で身体の虚弱な人や心身に機能障がいのある人、日常生活環境において孤立した状況にある人等安否確認の必要性がある人に乳製品を届け、安否確認を行います。	市ホームページへの掲載や高齢者サービス一覧のチラシを配布し、事業の周知を行いました。安否確認のとれない高齢者については、親族等への照会・訪問により安否確認を行いました。	B		市ホームページへの掲載や窓口高齢者サービス一覧のチラシを配置する等、事業の周知を行います。
			82	健幸長寿課	4 食の自立支援事業（地域自立生活支援事業）	調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認を行います。	制度を周知するためチラシ作成、ホームページへの掲載。サービス一覧のチラシを民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に配布。サービス導入時、その後2回/年の管理栄養士によるアセスメントにより、利用者の状況把握とアドバイスを実施しました。（実32件/延52件）	B		制度を周知するためチラシとホームページへの掲載。高齢者福祉サービス一覧のチラシを民生委員・地域包括支援センター・ケアマネジャー等に配布。サービス導入時、その後2回/年の管理栄養士によるアセスメントにより、利用者の状況把握とアドバイスを実施します。
			83	健幸長寿課	5 生活管理指導短期宿泊事業	在宅で体調不良等により一時的に宿泊による介護や見守りが必要な虚弱な高齢者等が養護老人ホームで短期間宿泊することにより、生活習慣等の指導や助言を受けて体調調整を行い、要介護状態等への進行を予防します。	自宅での生活が懸念され一時的に宿泊による見守りが必要な高齢者に対して、生活管理指導短期宿泊事業を提供し、安心した生活を送れるように支援しました。	B		必要に応じ生活管理指導短期宿泊事業の調整を行い、高齢者の介護予防に努めます。
			-	都市計画課	6 デマンド乗合交通※	守谷市デマンド乗合交通は、守谷市地域公共交通網形成計画（平成30年7月策定）に基づき、高齢者や障がい者を対象に「小さな交通」を実現するための手段の一つとして運行しています。この乗合交通では、事前に利用登録を行った上で、電話で事前に予約があった利用者の指定する場所（自宅等）へ迎えに行き、指定する場所（公共施設、医療機関、店舗等）まで運行するものとなっています。	令和5年度の利用者数は20,310名であり、令和4年度の19,603人と比較し700名以上増加しました。また障がい者については令和5年度3,009名の利用がありました。令和4年度は3,343名であったので、こちらは減少しています。	A		今年度も多くの方が利用できるように、運行等の調整を図っていきます。
			-	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	7 福祉タクシー券交付事業※	70歳以上の高齢者のみ世帯等に対して、医療機関等への通院にタクシーを利用する際に、初乗り運賃相当額を助成することにより、医療機関等へ通院する環境を整えます。	令和5年3月、令和4年度中の申請者に対し令和4年度分のタクシー券について申請勧奨を実施しました。また、随時新規申請を受け付けし、年間で重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）99名、高齢者147名にタクシー券を交付しました。	A		重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）・高齢者（70歳以上で同一敷地内に70歳未満もしくは住民税課税者と同居していない方）が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に利用できるタクシー券（1枚につき500円）を助成します。1回の乗車につき2枚まで利用できます。
			85	健幸長寿課（地域包括支援センター）	8 地域ケア会議の実施	地域包括支援センター*が中心となって定例の地域ケア個別会議を開催します。民生委員・児童委員、医療機関や警察等の関係機関や介護保険事業所等と個別課題の解決に向けた協議を行うほか、個別課題から導き出される地域課題について、地域住民と一緒に検討する場を設けます。	・要支援者の自立支援のため、地域ケア個別会議を12回（全24ケース）/年開催。3か月後にモニタリングをし評価を実施。 ・困難事例5回実施（北部包括3件、南部包括2件）。 ・地域ケア推進会議の開催（地域包括支援センター運営協議会が兼ねる）1回/年。	B		・自立支援に向けた地域ケア個別会議の開催（12回） ・随時、困難事例の会議を開催 ・地域ケア推進会議の開催（1回）
			-	社会福祉課（社会福祉協議会）	9 茨城型地域包括ケアシステムを活用した支援（単独の制度では対応できないケース支援）※	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し、支援を実施します。	社会福祉協議会のほか自立支援協議会委員、市関係部署の職員と地域ケアシステムサービス調整会議を年6回開催し、個別ケースの事例等について検討した。そのほか、研修会1回実施（障害のある子の親亡き後について）延べ相談件数 67件	C	個別ケースについても対応方法等を検討しているが、具体的な対応を見出すことができないケースがある。対応時間の確保等を図っていききたい。	地域ケアシステムサービス調整会議の内容の充実化、対象者へ対応時間の確保等を図り、より一層の支援につなげます。
			-	健幸長寿課	10 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業※	地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク*」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。引き続き、広報紙等による「守谷のみまもりシール*」についての周知を徹底するとともに、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。	認知症高齢者等SOSネットワーク事業を周知しました（広報もりや9月号）。地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきました。（新規登録18件）	B		認知症声かけ模擬訓練時等において、認知症高齢者等SOSネットワーク事業の周知の実施します。地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきます。見守り協定事業所の拡大を図り、地域の見守り体制を強化します。
86	健幸長寿課	11 認知症初期集中支援推進事業	かかりつけ医と連携して早期に認知症専門医への紹介、診察、確定診断につなげます。軽度認知障害（MCI）や若年性認知症の人の把握と早期対応について、医学的見地を踏まえながら認知症サポート医と連携して対応策を検討します。認知症サポート医と医療と介護の専門職で構成される認知症初期集中支援チームが認知症の専門医療や介護サービスにつなげていない認知症の人を訪問し、医療や介護サービスが利用できるように支援します。	チーム員会議を12回（検討ケース10/対応ケース10）開催し、適切な医療や介護につながるよう継続してケース支援を行いました。	B		チーム員会議を12回開催し、適切な医療や介護につながるよう継続してケース支援を行います。			

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）
安心して暮らせる地域づくり	保健福祉サービスの充実	高齢者支援の推進	87	健幸長寿課	1 2 認知症地域支援・ケア向上事業	地域の実情に合わせて、認知症に関する知識の普及啓発、家族向けの介護教室の開催、ボランティアの育成を検討します。地域で認知症高齢者を支える民間事業所の見守りネットワークを構築します。地域において認知症の人とその家族、地域住民、認知症サポーターや専門職が集う場としての認知症カフェを広げ、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、家族の介護負担軽減を図ります。認知症患者のニーズを把握し、支援ネットワークについて検討します。	市役所に配置されている認知症地域支援推進員が中心となり、認知症当事者や介護者、地域住民や医療・介護の専門職が気軽に集える場としてオレンジカフェを12回開催しました。また、認知症に関する普及啓発のため、9月の茨城県認知症を知る月間に合わせて広報もりやで特集ページを組み、市民に向けて発信しました。併せて認知症フレンドリー講座の開催（1回）や図書館の展示スペースや市内の病院の一角に特設ブースを設け、ポスター展示、パンフレット配布等を実施しました。認知症になっても安心して暮らせる地域づくりについて考えるきっかけを作るため認知症高齢者声かけ模擬訓練を2地区と市内の小学校（5・6年生）で1校で実施しました。	B		認知症当事者や介護者、地域住民や医療・介護の専門職が気軽に集える場としてオレンジカフェを継続して開催します。また、認知症に関する普及啓発のため、9月の茨城県認知症を知る月間に合わせて広報もりやで特集ページを組み、市民に向けて発信します。併せて認知症フレンドリー講座の開催や図書館等で展示スペースに特設ブースを設け、ポスター展示、パンフレット配布等を行います。認知症になっても安心して暮らせる地域づくりについて考えるきっかけを作るため認知症高齢者声かけ模擬訓練を実施します。また、多世代への認知症の普及啓発に取組みボランティアとして高校生を巻き込んで活動していきます。
			88	健幸長寿課	1 3 認知症高齢者の家族のつどい	認知症の人を介護している家族に対し、認知症を理解するための勉強会や、介護経験のある家族同士の交流の場を設け、家族の負担軽減を図ります。	認知症介護者が気軽に交流し、情報交換や思いが表出できるように、家族のつどいを12回（月1回）開催しました。参加したくても会に来場できない介護者に向けてSNSにて情報発信で2回行いました。	B		認知症介護者が気軽に交流し、情報交換や思いが表出できるように、家族のつどいを12回（月1回）開催します。また、参加したくても会に来場できない介護者や認知症の方を介護している家族に向けてのメッセージとして、SNSで情報発信を行います。
			89	健幸長寿課	1 4 寝たきり高齢者紙おむつ支給事業	高齢者を在宅で介護する家族に対し、紙おむつを支給し、家族の負担軽減を図ります。	市内の居宅介護支援事業所に向けて、事業の内容を説明し、事業の普及啓発に努めました。また、現在取り扱っている紙おむつのカatalogを配布し、利用者への使いやすさや、介護負担の軽減を図りました。※実利用者数 39件	B		市内の居宅介護支援事業所に向けて、事業の内容を説明し、事業の普及啓発に努めます。
			90	健幸長寿課	1 5 在宅医療と在宅介護の連携強化	取手市医師会管内（取手市・守谷市・利根町）の医療機関と介護事業所等の関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの現状や課題の解決策等を協議し、提供体制を構築します。地域の医療・介護の資源を「見える化」することにより資源の有効活用を推進するほか、在宅医療・介護の連携強化のための情報共有シート・システム等の導入について検討を行います。また在宅医療・介護連携に関する相談支援センターの機能強化を図るとともに、市内医療機関及び介護事業所との連携会議を開催します。	取手市医師会に業務委託し ・多職種研修及び住民普及啓発ワーキンググループ会議を実施し、多職種研修会（2回）を開催しました。 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援センターを設置し、情報共有シートとシステムを活用し情報連携を行いました。 ・事例検討会を12回行い、医療と介護の連携についての共通理解を図りました。 ・住民向けに緩和ケアの講演会を行い、あわせて人生会議について普及啓発を行いました。 市独自の取組として ・守谷市内の医療機関と介護事業所等を対象とした会議を2回開催し、講義とグループワークを通して顔の見える関係づくりを図りました。	B		取手市医師会に業務委託し、 ・多職種研修会及び住民普及啓発ワーキンググループ会議を実施し、多職種研修会（2回）を開催し、多職種研修会を開催します。 ・定期的に事例検討会を行い、医療と介護の連携について事例を通して考える機会とします。 市独自の取組として、 ・市内の医療機関と介護事業所等を対象とした会議を2回開催し、交互とグループワークを実施します。
			91	社会福祉協議会	1 6 ふれあい電話訪問事業	65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の人が、孤独感や不安感等の解消を図れるよう電話相談員による「ふれあい電話訪問事業（無料）」を実施しています。	傾聴ボランティアジャスミンの協力を得て実施 開設日数48日 利用登録者5名 架電89件	B		事業のPR方法、今後について検討します。
			92	社会福祉課（R6:健幸長寿課） 介護福祉課	1 7 障がい福祉サービスと介護保険サービスの円滑な接続	障がいのある人が65歳以上になった時に介護保険サービスの利用に円滑に移行できるよう、関係者間での情報共有を行うことで一人ひとりの生活状況等に応じた適切なサービスの提供を図ります。	65歳になって最初の更新のタイミングで、窓口または相談支援専門員を通じて介護保険への移行について説明を行いました。また、必要に応じて地域包括支援センターやケアマネジャーと連携を図り必要な支援を行いました。 随時、ケース会議を実施することとしていたが、対象となるケースはありませんでした。	A B		65歳到達時に、相談支援専門員などを介した説明などにより、障がい福祉サービスから介護保険サービスにスムーズに移行できるよう支援します。必要に応じて地域包括支援センターやケアマネジャーと連携を図り支援を行います。 ケース会議を実施します。
		障がい者支援の推進	93	中央図書館	1 市広報紙等の音訳化	視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に配布します。	視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に配布しました。	B		視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に12回以上配布します。
			94	秘書課	2 ウェブアクセシビリティの向上	市ホームページの運営に当たっては、利用者の年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人が同じようにホームページを利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に配慮します。	2月に市のホームページをリニューアルし、「音声読み上げ」、「やさしい日本語変換」、「各公共施設概要へのバリアフリーアイコンの表示」、「チャットボットの導入」といった機能を実装したことで、アクセシビリティを向上させました。また、ホームページのリニューアルに伴い、職員を対象にホームページ管理システムの研修を行い、ウェブアクセシビリティについて説明を行いました。 開催日：令和6年1月30日（火）から令和6年2月1日（木） 受講人数：171名（管理者10名、承認者31人、作業員138人）	A		旧サイトから新サイトへの移行を短期間で行う必要があり、新サイトについて十分に確認する時間が確保できなかったことから、ウェブアクセシビリティ上で修繕が必要な機能やページが残っています。その対応策として、管理者として継続的な確認・修繕を行うとともに、職員向けにホームページ管理システムの研修を定期的に行い、アクセシビリティへの認識の定着を図る必要があります。
			-	社会福祉課（社会福祉協議会）	3 茨城県地域包括ケアシステムを活用した支援（単独の制度では対応できないケース支援）※	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し、支援を実施します。	社会福祉協議会のほか自立支援協議会委員、市関係部署の職員と地域ケアシステムサービス調整会議を年6回開催し、個別ケースの事例等について検討した。そのほか、研修会1回実施（障害のある子の親亡き後について） 延べ相談件数 67件	C		個別ケースについても対応方法を検討しているが、具体的な対応を見出すことができないケースがある。対応時間の確保等を図ってきたい。
			95	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	4 守谷市障がい者福祉センター	指定管理者制度を活用し、市内在住の障がいのある人に対して、障がい福祉サービス（特定相談支援、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型）及び障がい児通所支援（放課後等デイサービス）を行います。	生活介護は約20人の利用者登録がされており、約半数が毎日利用しました。B型は約11人の利用者登録がされており、1日平均約9人が通所しています。放課後等デイサービスは約29人の利用者登録がされており、一日平均約6人が通所しています。	A		指定管理者制度を活用し、市内在住の障がいのある人に対して、障がい福祉サービス（特定相談支援、生活介護、就労継続支援B型）及び障がい児通所支援（放課後等デイサービス）を行います。
			96	社会福祉課（R6:おやこ保健課）	5 障がい児通所支援（こども療育教室通園指導事業）	個別指導・集団指導・各種相談など、発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対する療育指導を行います。	利用契約者数160人 / 延利用人数2,232人 / 相談件数910件 集団指導については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施しませんでした。	A		事業を継続し、こども療育教室の利用希望者に対して療育指導を行います。

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）
安心して暮らせる地域づくり	保健福祉サービスの充実	障がい者支援の推進 方向性2	-	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	6 意思疎通の支援※	視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。	視覚、聴覚障がい者等に、日常生活用具として視覚障害者用血圧計（音声式）（1件）、視覚障害者用通信装置（1件）、視覚障がい者用拡大読書器（3件）支給し、補装具として、視覚障害者安全つえ（5件）、眼鏡（3件）、補聴器（24件）支給しました。	A		視覚、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通や情報収集の利便性の向上のため、必要な日常生活用具や補装具を支給します。
			97	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	7 手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送る上で円滑に意思疎通ができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	手話通訳者や要約筆記者の派遣について、茨城県聴覚障害者協会へ委託しており、聴覚や音声言語機能に障がいのある方からの申込に基づき、手話通訳者の派遣を76回行いました。	A		聴覚や音声言語機能に障がいのある方からの申込に基づき、手話通訳者の派遣を行います。
			-	社会福祉協議会	8 スロープ付福祉車両の貸出※	障がい者や歩行困難な高齢者等とその家族に対し、スロープ付福祉車両を無料で貸し出します。	通院・外出・移送等で貸出延べ件数 73件	B		要綱を改正し利用しやすいルールを提示します。
			98	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	9 意思疎通における合理的配慮の提供	市窓口等において、筆談や手話、聞き取りやすい言葉で話す等、相手の障がいの特性に応じた意思疎通を行います。	障がいにより配慮を必要とする来庁者に対して、筆談や聞き取りやすい言葉や声の大きさを話す等の対応を行いました。また、手話や外国語を話す方に対して、意思疎通を行えるよう遠隔通訳サービスを導入しています。	B		障がいにより配慮を必要とする来庁者に対して、筆談や聞き取りやすい言葉や声の大きさを話す等の対応を行うと共に、手話や外国語を話す方に対して、意思疎通を行えるよう遠隔通訳サービスを提供します。
			99	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	10 障がい者地域生活支援事業	障がい福祉サービスや障がい児通所支援では満たしきれない支援ニーズに対応するため、自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じてサービスを提供します。	自力で日常生活を営むことが困難な障がい者に対して、移動・移乗支援用具（1件）、居宅生活動作補助用具（3件）、電気式たん吸引機（2件）、頭部保護帽（2件）、特殊マット（3件）、特殊寝台（2件）、入浴補助用具（2件）、ストマ装具（636件）、紙おむつ（421件）の日常生活用具給付を行いました。また、障がい者等の日中活動の場の確保と介護者（家族等）の一時的な休息を図る日中一時支援事業として、実利用者数72名、延利用回数2,110回の利用がありました。その他、重度の身体障がい者で自宅での入浴が困難な方を対象とする訪問入浴サービスとして実利用者数6名、延利用回数254回の利用がありました。	A		障がいを持った方が自立した日常生活、又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じてサービスを提供します。
			100	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	11 グループホームの整備推進	施設等を退所して地域で生活する人や「親亡き後」に自立した生活を営む場として、グループホームの整備を推進します。	令和5年度中に、3名分が増床されました。	B		障がい者の生活の場の確保のために、事業所等への情報提供を行います。
			101	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	12 施設入所の支援	障がいの特性等により在宅生活が困難で、日常生活上の介護が常時必要な人については、十分なアセスメントを実施した上で、施設への入所を支援します。	施設入所について相談があった場合、障がい種別に対応した施設を紹介しました。また、入所支援施設から空き情報があった場合、市内の相談支援事業所に情報を提供し、入所を希望している方へ案内を依頼しました。	A		施設入所について相談があった場合、障がい種別に対応した施設を紹介します。また、入所支援施設から空き情報があった場合、市内の相談支援事業所に情報を提供し、入所を希望している方へ案内を依頼します。
			-	都市計画課	13 コミュニティバスの無料化（障がい者）※	引き続き、障がい者手帳を有する人について、市が運行するモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃を無料にします。	令和5年度も障がい者手帳所有者についてモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃無料を実施しました。	A		今年度も継続して、障がい者手帳所有者についてモコバス（もりやコミュニティバス）の運賃無料を実施します。
			102	都市計画課	14 低床バスによる運航	引き続き、市が運行するモコバス（もりやコミュニティバス）について、障がい者や高齢者等が利用しやすいよう、低床バスにより運行します。	令和5年度もモコバスについては、全便低床車両にて運行しました。	A		今年度もモコバスについては全便低床車両にて運行します。
		-	都市計画課	15 デマンド乗合交通※	守谷市デマンド乗合交通は、守谷市地域公共交通網形成計画（平成30年7月策定）に基づき、高齢者や障がい者を対象に「小さな交通」を実現するための手段の1つとして運行しています。この乗合交通では、事前に利用登録を行った上で、電話で事前に予約があった利用者の指定する場所（自宅等）へ迎えに行き、指定する場所（公共施設、医療機関、店舗等）まで運行するものとなっています。	令和5年度の利用者は20,310名であり、令和4年度の19,603人と比較し700名以上増加しました。また障がい者については令和5年度3,009名の利用がありました。令和4年度は3,343名であったので、こちらは減少しています。	A		今年度も多くの方が利用できるように、運行等の調整を図っていきます。	
		-	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	16 福祉タクシー券交付事業※	70歳以上の高齢者のみ世帯等に対して、医療機関等への通院にタクシーを利用する際に、初乗り運賃相当額を助成することにより、医療機関等へ通院する環境を整えます。	令和5年3月、令和4年度中の申請者に対し令和4年度分のタクシー券について申請勧奨を実施しました。また、随時新規申請を受け付けし、年間で重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）99名、高齢者147名にタクシー券を交付しました。	A		重度の障がい者（特定疾患医療受給者含む）・高齢者（70歳以上で同一敷地内に70歳未満もしくは住民税課税者と同居していない方）が医療機関への受診等を目的としてタクシーを利用した場合に利用できるタクシー券（1枚につき500円）を助成します。1回の乗車につき2枚まで利用できます。	
		子ども・子育て支援の推進 方向性3	103	保健センター（R6:おやこ保健課）	1 こんにちは赤ちゃん訪問事業	保健センターの保健師等、又は母子保健推進員が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。	今年度より、新生児訪問事業を当該事業として実施。訪問延べ件数526件。必要時産後ケアや相談事業につなぎました。	A		妊娠中の方を対象に、母親学級は、栄養・歯科の内容について、年4クール（各2回）実施する。両親学級は、産後の子育てを夫婦で考えるきっかけとなるよう、沐浴体験や調乳体験を取り入れ、年8回土曜日に開催します。
			104	保健センター（R6:おやこ保健課）	2 母親学級・両親学級事業	保健センターにおいて、妊娠中の過ごし方、出産に当たっての心構えや産後の育児方法、沐浴の方法などを学びます。	母親学級は4クール（各3回）1クール目まではオンラインにて実施。新型コロナウイルス感染症が5類移行後、対面での実施としました。以降参加延べ人数125人。両親学級は対面にて11回実施、224名の夫婦が参加しました。産後うつ等の周知も意識して、情報提供を行いました。	A		妊娠中の方を対象に、母親学級は、栄養・歯科の内容について、年4クール（各2回）実施します。両親学級は、産後の子育てを夫婦で考えるきっかけとなるよう、沐浴体験や調乳体験を取り入れ、年8回土曜日に開催します。
			105	のびのび子育て課	3 子育て世代包括支援事業（R6～）子ども家庭センター事業	妊婦及び乳幼児とその保護者の子育てに関する個別ニーズを把握し、必要な情報の提供や相談対応、関係機関の利用支援等を行います。	妊娠届出時の専門職による面談（537人）、妊娠8か月時のアンケート（妊娠届出をした全妊婦と転入妊婦約312人）、出産後のハローベビーの会（地域子育て支援拠点6か所で年60回）の実施を行い、妊娠から出産、子育て期の保護者のニーズを積極的に把握し、必要な情報を提供したり、相談に応じて子育て不安の解消に努めました。	B		令和6年度から、子ども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制の整備をしたことで、これまでの子育て世代包括支援事業と家庭相談事業を統合します。妊娠期から子育て期において、段階的に切れ目のない支援をしていくために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、子供とその家庭を中心としたサポートの充実に努めます。

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度） 令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の実績内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の実績目標（数値目標等含む）
安心して暮らせる地域づくり	保健福祉サービスの充実	子ども・子育て支援の推進	106	保健センター（R6:おやこ保健課）	4 産後ケアの充実	出産後に家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を特に必要とする家庭に対して、母子への心身のケアや育児のサポート等を引き続き実施するとともに、産後2週間、1か月の早い時期から産婦健康診査の費用助成を行います。	国の要綱改正に伴い、産後ケアの対象者を「産後ケアを必要とする者」として拡充。また、自己負担額の減免措置も実施。利用実績は前年比を大きく上回り宿泊延べ134泊、通所延べ24日、訪問延べ222回。	A		産後ケアを必要とする者に対し、産婦の心身のケア・育児相談・授乳のケアなどを実施する。産婦のニーズを確認し、委託機関と連携しながら、宿泊型・通所型・訪問型を展開していきます。
			-	のびのび子育て課	5 ファミリーサポートセンター事業※	市が設置するもりやファミリーサポートセンターでは、育児の援助を受けたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（サポーター会員）との相互援助活動（子どもの預かりや送迎など）に関する連絡・調整を実施しています。	相互援助活動のためにアドバイザーが利用者とサポーターとの連絡・調整を行い、年間通して援助活動を行いました。取組結果：在宅援助811件、施設援助590人 土曜・祝日利用134人	B		相互援助活動継続のため、事業の実施内容の周知活動を幅広く実施し、事業の利用につなげます。数値目標：援助回数1,400件以上
			-	のびのび子育て課	6 地域子育て支援センター運営事業※	市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭や地域における子育て機能の低下や、孤独感や不安感を持つ親の増加に対応するため、地域において子育て親子の交流等（広場事業及び園庭開放、育児相談、子育て講座、子育てサークル支援、地域交流等）を促進する場所を設置し、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援しています。地域交流においては、地域のお年寄りや出前サロンのお年寄りとの異世代交流を実施しています。	子育て親子の交流のために、こどものためのリトミック講座、パパと遊ぼう、夢っ子まつり、夢っ子コンサート等を実施しました。取組結果：延べ1,770人が参加	B		子育て支援のため、新たに体を使った遊びを増やし、引き続き講座やイベントで、子育て親子の交流の場を提供します。取組目標：参加者1,800人以上
			107	すくすく保育課	7 病児・病後児保育事業	病気の回復期又は回復期ではないが症状が安定している状態の児童について、保護者が働いている等の理由により、家庭での保育や集団保育が困難な場合に、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育をしています。	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、登録件数、利用者数は増となりました。登録件数 168件 利用者数 240名（参考）R4登録件数 115件 利用者数 158名	A		国の運営費で運営する企業主導型保育事業での病児・病後児保育に必要な診療情報提供書について、すこやかルームでも使用可能となるよう事業者へ交渉し、更なる利便性を図れるよう努めます。
			108	すくすく保育課	8 待機児童解消に向けた対策（認証保育園委託事業）	認可保育所へ入所できなかった児童の保育を、認証保育園（市認定の認可外保育所）へ委託し、預かり場所を確保することで、実質的な待機児童の解消を図ります。	認可保育所へ入所できなかった児童の保育を、認証保育園（市認定の認可外保育所）へ委託し、預かり場所を確保することで、実質的な待機児童の解消を図りました。入所保留児童数 128名（参考）R4 115名	C	R6から認証保育事業委託料の保育単価等について、定価格並みの引き上げを行い、事業者へ受入れしやすい体制整備を図ります。また、保護者が利用しやすいように引き下げたため保育料の引き下げを併せて行います。	3歳未満児童について、未だ入所保留児童が発生している状況であるため、保護者が利用しやすいように引き下げた保育料の周知等を強化します。
			109	すくすく保育課	9 待機児童解消に向けた対策（保育人材確保事業）	市内事業者が保育等の人材確保をすることができるよう、市内外の潜在保育士、新卒保育士に対して、国の保育対策総合支援事業実施要綱に基づき、市内の認可及び認可外保育施設、小規模保育事業所※、認定こども園※、幼稚園の事業所紹介及び面接の機会を設けます。また、新規採用された保育士に対して、就労助成金を交付します。	市内事業者が保育等の人材確保を目的に①②の事業を実施しました。①市内の認可及び認可外保育施設、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園の事業所紹介及び直接説明する機会を2回開催しました。・参加者数31名（1回目20名 2回目11名）・確保保育士等数 0名（参考）令和4年度参加者数45名（1回目26名 2回目19名）、確保保育士数8名 ②新規採用された保育士に対して、就労助成金を交付。37名 助成額 3,108,000円（参考）令和4年度 52名 4,340,000円	C	年2回実施していた事業所紹介及び面接会は、保育士確保が停滞しやすいため、うち1回については、新たな対策を検討し実施予定です。	保育士確保が停滞しやすいため、1回について新たな対策を検討し実施予定です。
			-	社会福祉課（R6:健康長寿課）	10 障がい児通所支援（こども療育教室通園指導事業）※	個別指導・集団指導・各種相談など、発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対する療育指導を行います。	利用契約者数160人/延利用人数2,232人/相談件数910件 集団指導については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施しませんでした。	A		事業を継続し、こども療育教室の利用希望者に対して療育指導を行います。
			110	社会福祉課（R6:健康長寿課）	11 障がい児通所支援（放課後等デイサービス事業）	守谷市障がい者福祉センターにおいて、市内在住の障がいのある児童に対して、障がい児通所支援（放課後等デイサービス）を提供します。	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを提供し、延べ1,562件の利用がありました。	A		指定管理者制度を活用し、市内在住の障がいのある人に対して、障がい福祉サービス（特定相談支援、生活介護、就労継続支援B型）及び障がい児通所支援（放課後等デイサービス）を行います。
			111	すくすく保育課	12 障がい児保育の充実	保育所等に看護師等の配置を行うことにより、医療的ケア児及び発達に心配のあるお子さんを受け入れられるよう体制整備に努めます。	加配（障がい等）児童の保育所等入所数37名（参考）令和4年度加配（障がい等）児童の保育所等入所数44名	B		障がい児受け入れ施設に対する補助金について支給対象条件を見直しのうえ要綱を改正し更に給付しやすくするように努めます。
			112	社会福祉協議会	13 親子ふれあい交流事業	ひとり親家庭の親子を対象に、守谷市食生活改善推進員の協力を得て、親子クッキングを開催しています。また、3月下旬には親子一日ふれあい遠足を実施しています。	3月23日ひとり親家庭ふれあい遠足実施 埼玉県鉄道博物館 13世帯 30名参加	B		バスの中での自己紹介やゲームを行ったが、交流が少なかったため、地域で交流を目的とする事業を企画します。
			113	市民協働推進課	14 子ども食堂の開設・運営支援	子どもの孤食や貧困問題を踏まえ、一部のまちづくり協議会では、食事と遊び等を通して、様々な世代の人と交流する居場所づくりを行っています。今後、子ども食堂が市内全域に広がるように、各地区の「まちづくり協議会」の活動を継続して支援していきます。	北守谷地区まちづくり協議会において、子ども食堂を集合形式、配食形式でそれぞれ実施しました。高野地区、守谷C地区でも、令和5年度から事業を開始しました。	A		子ども食堂が市内全域に広がるよう、社会福祉協議会と協力し、実施していない7地区の「まちづくり協議会」へ提案していきます。
			のびのび子育て課	まちづくり協議会と協働し、食事と遊びを通じた交流会を年1回実施しました。			B	まちづくり協議会と協働し、食事と遊びを通じた交流会を実施します。		
			114	生涯学習課	15 放課後子ども総合プラン	「放課後子ども教室事業（子ども教室）」及び「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」を一体的、又は連携して実施する総合的な放課後対策であり、教育委員会が主導して推進しています。	放課後子ども教室は令和2年4月から休止しています。児童クラブの1部屋あたりの児童数が密にならないよう、放課後子ども教室で借用予定の学校教室も使用して児童クラブを運営しました。実績：児童クラブ待機児童数0人	A		放課後子ども教室は、1年生から3年生を対象を絞り令和6年9月から再開予定。児童クラブは、利用希望に応じた環境整備（部屋・支援員の確保）を行い、待機児童ゼロを継続します。数値目標：児童クラブ待機児童数0人
			115	教育指導課	16 小学校サタデー学習支援教室	小学4～6年生までの児童で、当該児童及びその保護者が学習支援教室の利用を希望し、かつ、基礎的・基本的な学習支援が必要な児童の個別指導を実施しています（新型コロナウイルス感染症対策のため令和4年1月現在休止中）。（学習場所：守谷中学校）	新型コロナが5類に移行になったことを受け、10月からサタデー学習支援教室を再開し、3月までに全16回実施しました。実施後に行ったアンケートで「分かりやすく学習を覚えてもらった」と80%の児童が回答しています。	B		令和6年度はサタデー学習支援教室を5月から開始し、34回（1人あたり17回）の実施を予定しています。夏季休業中にも4回実施（1人あたり2回）し、学習のリズムが整うように支援します。
			116	教育指導課	17 スクールソーシャルワーカーの配置	教育指導課内に、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善に向けた働きかけを行います。	市に1人のスクールソーシャルワーカーを委託しています。対応人数32人、延べ175件の相談に関わっています。	B		令和6年度はスクールソーシャルワーカーを3人増員し、各中学校区に1人配置し相談体制を強化します。
			117	教育指導課	18 保幼小中高一貫教育推進事業	保幼小中中の切れ目のない連携による、授業や行事等の交流を図ります。	小学校（9校中8校）で行われる計画訪問の際に幼児教育施設の教員が授業参観を実施しています。また、夏休みには小学校低学年の教員（全校）が幼児教育施設に訪問し、保育状況の参観後に情報交換をしています。	B		令和6年度も昨年に引き続き、授業参観等を通して相互理解を図ります。さらに、夏季休業中に各学校の保幼小接続コーディネーターと幼児教育施設担当者との会議を実施します。
			118	教育指導課	19 総合教育支援センター事業（不登校、いじめ、発達障がい等）	不登校やいじめなどで配慮が必要な児童生徒、発達障がい等を含め特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者などに対して、専門的かつ積極的な支援を行います。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して発達段階に即した計画的・継続的な支援を行います。	不登校に関する悩みに関して児童生徒保護者含めて、小学校340件、中学校で172件の相談を受けており、その他の悩みも含めると全体で1,584件の相談数にのぼります。各小中学校で行われるいじめ対策会議にいじめ対策相談員が隔月で参加し、専門的な立場から助言を行いました。また、発達に困難さがみられる児童生徒に対し、82件の個別検査を実施し、個に応じた支援をする際のアセスメントに役立っています。	B		令和6年度は、いじめ対策相談員を増員し、隔月であったいじめ対策会議への参加を毎月とします。また、検査員を増員したことで増加している未就学児童の相談にも対応できるようにします。

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）
安心して暮らせる地域づくり	保健福祉サービス1の充実	生活困窮者への支援 方向性4	119	社会福祉課	1 生活困窮者自立相談支援事業	自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。ここでは、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。	生活困窮者に対して、生活相談、就労支援等を実施。必要に応じて自立支援計画のプランを作成しました。 事業は一般社団法人アイネットに委託。 令和5年度実績 新規相談件数 35件 延相談件数 217件 就労件数 2件 プラン作成数 8件	A		前年度と同様に委託により生活困窮者に対して、生活相談、就労支援等を実施します。 また、相談の裾野を広げ、相談及び支援がスムーズに図れるよう、委託業者と市で連携を図り、相談体制の構築を行います。 令和6年度目標 新規相談件数 40件 延相談件数 300件 就労件数 5件 プラン作成数 10件
			120	社会福祉課	2 住居確保給付金事業	主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、若しくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合で、一定の要件を満たした場合において、市が定める額を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は3回まで最大12か月間）支給します。	給付金申請者の内、要件に該当する者に対して給付金を支給しました。 令和5年度実績 支給世帯数 1世帯 支給延回数 1回 支給総額 106,000円	B		生活困窮者及び住宅生活困難者等を関係機関と連携し、二一ス及び支援の実施を行います。 令和6年度目標 支給世帯数 2世帯 支給延回数 3回 支給総額 918,000円
			121	社会福祉課	3 就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な人に対して、就労に向けた基礎能力の習得や就労体験などの支援を行います。	申込者に対して、就労に向けた基礎能力の習得や就労体験などの支援を実施しました。 事業は一般社団法人アイネットに委託。 令和5年度実績 新規支援者数 4名 新規延支援回数 20回	B		就労に向けたきっかけとして、潜在的な能力の底上げが就労支援を実施していきます。 事業を委託し、委託先と市で連携を取り、支援の実施に努めます。 令和6年度目標 新規支援者数 8名 新規延支援回数 40回
			122	社会福祉課 (社会福祉協議会)	4 家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生をサポートします。	登録者数：15名 相談件数：141件	B		課題を解決し支援終了となる基準を明確にします。 目標設定をして本人の意欲を引き出します。
			123	社会福祉協議会	5 生活福祉資金貸付	市社協が窓口となり、低所得世帯、障がい者及び高齢者世帯の人々の経済的自立と安定した生活を送れるよう資金の貸付を行います。貸付には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。	○貸付相談件数171件 申請件数 0件 ○特別貸付のフォローアップ支援 ・償還免除承認者の生活状況把握 受電2・架電・窓口3 ・償還免除申請書の記載援助 3 ・償還免除未申請者への償還免除案内 2 ・償還猶予相談受付 53人・61申請 ・償還困難な借受者世帯の状況把握 受電37・架電16・訪問3・窓口14 ・その他のフォローアップ 52件	B		資金貸付と合わせて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、安定した生活を送ることを目的とした相談支援を継続します。
			124	社会福祉協議会	6 小口資金貸付	守谷市に居住する低所得者で、緊急かつ一時的に資金を必要とする人に対して短期無利子の貸付を行っています。	守谷市社協小口融資資金貸付：0件 生活保護受給までのつなぎ資金 申請：5件 貸付総額：100,000円	B		福祉事務所と連携し、シームレスな対応を継続します。
			125	社会福祉協議会	7 フードバンク	フードバンク茨城と連携し、賞味期限などにより不用となる食料品（消費期限の2か月以上前のもの）について寄付の受け入れを行い、社会的支援を必要とする人や子ども食堂などを運営するボランティア団体、福祉施設に提供しています。	延べ47世帯（米295キロ）配布	B		安定した供給のために協力いただける企業を増やします。
	保健福祉サービス2の利用支援	相談体制の充実 方向性1	126	健康長寿課 (地域包括支援センター)	1 地域包括支援センターによる総合相談	介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等地域における様々な関係者のネットワークの構築を図り、市民の相談しやすい環境づくりに努めます。また、自ら相談機関を活用していなかったことなどから十分な支援が届いていないケースや、複雑化・複合化した課題を抱えているため、支援につながりにくいケース等に関しては、アウトリーチの手法により積極的に働きかけを行い、長期にわたる継続的な支援、いわゆる伴走型の支援を実施します。	高齢者やご家族、地域の住民などからさまざまな相談を受け、どのような支援が必要かを把握し必要なサービスにつなげました。相談内容のうち、一番多いのは介護保険に関するものであるが、認知症に関するものや成年後見、虐待等権利擁護に関する相談も増加しています（相談件数合計4,709件）。	B		地域の高齢者の総合相談窓口として、高齢者やご家族、地域の住民などからさまざまな相談を受け、どのような支援が必要かを把握し必要なサービスにつなげていきます。
			-	社会福祉課 (社会福祉協議会)	2 茨城型地域包括ケアシステムを活用した支援（単独の制度では対応できないケース支援）※	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し、支援を実施します。	社会福祉協議会のほか自立支援協議会委員、市関係部署の職員と地域ケアシステムサービス調整会議を年6回開催し、個別ケースの事例等について検討した。 そのほか、研修会1回実施（障害のある子の親亡き後について） 延べ相談件数 67件	C	個別ケースについても対応方法等を検討しているが、具体的な対応を見出すことができないケースがある。対応時間の確保等を図ってきたい。	地域ケアシステムサービス調整会議の内容の充実化、対象者へ対応時間の確保等を図り、より一層の支援につなげます。
			128	社会福祉課	3 福祉相談案内窓口の設置	福祉相談案内窓口を設置することで、相談窓口が分からない人に対する窓口案内や単独の所管課だけでは対応が難しい相談に対する複数の所管課呼び出しを行い、相談支援の充実を図ります。	福祉相談案内窓口の設置には至っていません。	E	福祉相談案内窓口設置の必要性について検討します。	地域福祉計画検討委員会等の場において、関係各課と現状の課題点の精査、窓口設置の必要性について検討します。
			-	のびのび子育て課	4 子育て世代包括支援事業※（R6～）こども家庭センター事業	妊婦及び乳幼児とその保護者の子育てに関する個別ニーズを把握し、必要な情報の提供や相談対応、関係機関の利用支援等を行います。 （R6～）全ての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた相談や支援を切れ目なく行います。	妊娠届出時の専門職による面談（537人）、妊娠8か月時のアンケート（妊娠届出をした全妊婦と転入妊婦約312人）、出産後のハローベビーの会（地域子育て支援拠点6か所で年60回）の実施を行い、妊娠から出産、子育て期の保護者のニーズを積極的に把握し、必要な情報を提供したり、相談に応じて子育て不安の解消に努めました。	B		令和6年度から、子ども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制の整備をしたことで、これまでの子育て世代包括支援事業と家庭相談事業を統合します。 妊娠期から子育て期において、段階的に切れ目のない支援をしていくために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、子供とその家庭を中心としたサポートの充実に努めます。

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）
安心して暮らせる地域づくり	保健福祉サービスの利用支援	相談体制の充実 方向性1	129	のびのび子育て課	5 家庭児童相談事業（R6～）こども家庭センター事業	0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など多種多様な問題に対し、臨床心理士等の家庭相談員が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるよう支援します。（R6～）全ての妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた相談や支援を切れ目なく行います。	家庭児童相談室においては、887件のケースに対し、1,860回のケース対応（訪問、相談、会議等）を行い、要体協においては、754件のケースに対し2,619回のケース対応（訪問、相談、会議等）を実施しました。	B		令和6年度から、子ども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制の整備をしたことで、これまでの子育て世代包括支援事業と家庭相談事業を統合します。妊娠期から子育て期において、段階的に切れ目のない支援をしていくために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、子供とその家庭を中心としたサポートの充実に努めます。
			130	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	6 障がい福祉サービス利用に係る相談体制の整備	障がい福祉サービスの利用に係る相談については、相談支援事業所において十分な評価・分析（アセスメント）を実施し、必要な福祉サービスが受けられるよう適切に支援します。また、事業者の参入を促して相談支援体制の更なる充実を図るとともに、相談支援専門員の意見交換の場として設立された障がい者相談員連絡会を活用し、相談員の資質向上に取り組みます。	相談支援事業所の相談支援専門員からの相談に対し、適宜対応しております。また定期的に行われている障サ連の定例会に参加し、その中の相談支援部会において、相談支援専門員と情報共有やケースへの相談対応を行っています。	B		相談支援事業所の相談支援専門員からの相談に対し、適宜対応します。また定期的に行われている障サ連の定例会に参加し、その中の相談支援部会において、相談支援専門員と情報共有やケースへの相談対応を行います。
			131	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	7 身体・知的障がい者相談員による支援	当事者やその家族だからこそ打ち明けられるような相談については、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が同じ目線に立って、相談支援を実施します。また、障がい者相談員の資質向上のため、相談員研修会に積極的に参加します。	障がい者又はその家族の方から延べ79件の相談を受け対応しました。また、相談員研修等の受講について、集合形式での研修に延べ4名（実人数3名）、インターネットを利用した視聴形式研修に1名参加しました。	A		障がい者又はその家族の方から相談を受け対応します。また、相談員研修等の受講を促進し、相談員の資質向上に努めます。
			-	社会福祉課	8 民生委員・児童委員による支援※	民生委員・児童委員の役割や活動について広く周知を図り、身近な地域で相談が受けられるようにします。	活動強化月間にあわせて広報もりや、HPでの広報活動に加えて、地域のイベントに参加し、新たに福祉相談窓口を設置するなどの取組みを実施しました。（取組結果）福祉相談窓口の設置回数：5回	A		前年度に引き続き、地域のイベントに参加し、福祉相談窓口を設置することで、民生委員活動の活性化を図ります。（数値目標）福祉相談窓口の設置回数：5回
			-	保健センター（R6:おやこ保健課）	9 乳幼児健診※	3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳5か月児健診を定期的に実施しています。その際には、発育・発達チェック、子育て相談などを行っています。	3～4か月児健康診査（集団24回うち4回は内科診察のみ医療機関へ委託）、1歳6か月児健康診査（26回）、3歳5か月児健康診査（30回）を実施しました。その際には、発育・発達のチェック、子育て相談などを行い、3～4か月児健康診査が医療機関健診となったものについても、育児相談・ブックスタート・整形診察などは対面で行いました。	A		発育・発達のチェック、子育て相談のため、3～4か月児健診24回、1歳6か月児健診28回、3歳5か月児健診30回を実施予定。
			-	教育指導課	10 総合教育支援センター事業（不登校、いじめ、発達障がい等）※	不登校やいじめなどで配慮が必要な児童生徒、発達障がい等を含め特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者などに対して、専門的かつ積極的な支援を行います。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して発達段階に即した計画的・継続的な支援を行います。	不登校に関する悩みに関して児童生徒保護者含めて、小学校340件、中学校で172件の相談を受けており、その他の悩みも含めると全体で1,584件の相談数にのぼります。各小中学校で行われるいじめ対策会議にいじめ対策相談員が隔月で参加し、専門的な立場から助言を行いました。また、発達に困難さがみられる児童生徒に対し、82件の個別検査を実施し、個に応じた支援をする際のアセスメントに役立てています。	B		令和6年度は、いじめ対策相談員を増員し、隔月であったいじめ対策会議への参加を毎月とします。また、検査員を増員したことで増加している未就学児童の相談にも対応できるようにします。
			-	保健センター（R6:保健予防課）	11 こころの健康相談窓口の充実※	定期的に相談窓口を開設するほか、精神保健福祉士による電話、面接、訪問により、「こころの健康相談」を実施します。	本人、家族、関係機関を対象に相談対応を実施した「こころの健康相談」令和5年度実績 電話327件面接91件訪問12件	B		本人、家族、関係機関を対象に相談対応を実施した「こころの健康相談」を実施。担当者1人に頼らず、相談対応者を増やしていきます。
		情報発信の充実 方向性2	132	社会福祉課（R6:健幸長寿課）	1 「障がい」「障がい者」に関する啓発活動	市広報紙、市ホームページ、パンフレット等の様々な広報手段を用いて、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深める啓発活動を推進します。	守谷市内の福祉サービス事業所連絡協議会・団体と協働し、12/2～12/10までイオンタウン守谷にて、事業所紹介や利用者の作品の展示を行い、障がい者に対する理解を求めました。また、広報もりやにて次の周知・案内を実施しました。 4月「障がい・持病のある方へについて」、6月「茨城県高次脳機能障害支援センターについて」「茨城県障害者スポーツ大会「団体競技・レクリエーション競技」参加申込について」、7月「手話講習会について」、8月「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会受講生募集、要約筆記者養成講座募集について」「障害者職業訓練校の生徒募集について」、9月「県立盲学校療育科オープンスクールについて」、10月「南部地区オストミー講習会について」「障がい者への合理的配慮の提供について」、11月「見えない方・見えにくい方のための福祉機器展」「障がい者週間のイベントについて」12月「障がい者差別に関する相談窓口（つなぐ窓口）のご案内」、1月「自動車税減免申請出張窓口の開設」について、2月「茨城県障害者スポーツ大会「個人競技」参加申込」について、「障がい者就職面接会の開催について」「聴覚障がい者等のための「電話リレーサービス」について」、3月「人工内耳講演会の開催」について「福祉タクシー券の交付内容が変わります！について」	A		守谷市内の福祉サービス事業所連絡協議会・団体と協働し、障害者週間期間中にイオンタウン守谷にて、事業所紹介や利用者の作品の展示を行い、障がい者に対する理解を求めます。また、広報もりやにて周知・案内を実施します。
			133	秘書課	2 「メールもりや」・「Morinfo」による情報発信	各種イベントの開催情報や市民生活の利便性を向上させる情報を欲しいタイミングで入手できるよう、「メールもりや」・「Morinfo（もりんふぉ）」を運営します。	市ホームページと連携し、各種イベント開催情報や市政情報等の配信のほか、Jアラートと連携し、Jアラート受信機で受信した内容を自動で配信することが可能となりました。	B		引き続き、必要な情報の配信を行います。
				デジタル戦略課			（Morinfo）市ホームページと連携し、各種イベント開催情報や市政情報等の配信を行いました。	B		市民生活の利便性向上に向けたMorinfoの機能強化を図ります。
		-	中央図書館	3 市広報紙等の音訳化※	視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に配布します。	視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に配布しました。	B		視覚に障がいのある人等への情報提供のため、市広報紙等を音訳化し、対象となる人に12回以上配布します。	

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の実績内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の実績目標（数値目標等含む）	
保健福祉サービスの利用支援	情報発信の充実	方向性2	-	秘書課	4 ウェブアクセシビリティの向上※	市ホームページの運営に当たっては、利用者の年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人と同じようにホームページを利用できるように、ウェブアクセシビリティの向上に配慮します。	2月に市のホームページをリニューアルし、「音声読み上げ」、「やさしい日本語変換」、「各公共施設概要へのバリアフリーアイコンの表示」、「チャットボットの導入」といった機能を実装したことで、アクセシビリティを向上させました。 また、ホームページのリニューアルに伴い、職員を対象にホームページ管理システムの研修を行い、ウェブアクセシビリティについて説明を行いました。 開催日：令和6年1月30日（火）から令和6年2月1日（木） 受講人数：171名（管理者10名、承認者31名、作業員138名）	A		旧サイトから新サイトへの移行を短期間で行う必要があり、新サイトについて十分に確認する時間が確保できなかったことから、ウェブアクセシビリティ上で修繕が必要な機能やページが残っています。 その対応策として、管理者として継続的な確認・修繕を行うとともに、職員向けにホームページ管理システムの研修を定期的に行い、アクセシビリティへの認識の定着を図る必要があります。	
			134	のびのび子育て課	5 もりや子育てナビによる情報配信	「予防接種」「医療機関」「市からのお知らせ」など、子育てに必要な不可欠な情報をモバイルで提供します。	子育てに関するイベントや講座などの情報を年に5回子育てナビを活用して発信しました。 妊娠届出時や出生届出時に積極的に登録の案内をし、3月末時点でのこどもの登録数は4,319人となっています。	B		妊娠届出時や出産届出時に案内をし、登録者数を増やすとともに、地域子育て支援拠点でのイベントなども積極的に配信し、多くの人が子育てに関する情報を得る機会として活用していきます。	
			135	介護福祉課 健康長寿課	6 介護保険・高齢者福祉のガイドブックの作成	「介護保険・高齢者福祉のガイドブック」を配布し、高齢者に対する支援制度や介護保険制度の周知を図ります。	介護保険制度や高齢者福祉サービスが適切に利用できるように、目的ごとに選別し、分かりやすいガイドブック及びリーフレットを作成・提供します。	A		介護報酬改定により、変更となったサービス内容や介護保険料の内容を分かりやすく表記し、ガイドブック及びリーフレットを作成・提供します。	
			136	社会福祉課 (R6:健康長寿課)	7 障がい者福祉のしおり作成	「障がい者福祉のしおり」を配布し、障がい者に対する支援制度や福祉サービスを周知します。	改正等修正事項が発生した都度、改訂版を作成し窓口にて配布しました。	B		改正等修正事項が発生した都度、改訂版を作成し窓口にて配布します。	
			137	のびのび子育て課	8 もりや子育てトライアングルブックの作成	「もりや子育てトライアングルブック」を配布し、子育てについての行政情報や、遊び場、病院ガイドなどの子育て支援情報を周知します。	「もりや子育てトライアングルブック」を「守谷で子育て総合ガイドブック」に改め、まもりに委託し、保護者の視点による妊娠期から子育て期までの情報を集約した冊子を3,000冊作成して配布し、子育て支援サービスの周知を行いました。	B		ガイドブックの内容を更新し、最新の情報を提供していきます。 児童センターや子育て支援センター等でも積極的にガイドブックを活用し、より多くの子育て世代へ情報を発信するツールとして活用していきます。	
	安心して暮らせる地域づくり	安全・安心な生活環境づくりの推進	方向性1	138	交通防災課	1 パトロール活動の推進と防犯意識の高揚	守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊と連携したパトロール及び啓発活動を引き続き実施し、地域での防犯活動の推進と、防犯意識の高揚に努めます。	守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊に協力を仰ぎ、年間を通してパトロール活動を実施しました。	B		守谷市防犯連絡員協議会・守谷市防犯パトロール隊と連携したパトロール及び啓発活動を引き続き実施し、地域での防犯活動の推進と、防犯意識の高揚に努めます。
				139	交通防災課	2 防犯連絡員の確保	都市化に伴う犯罪の巧妙化が進むとともに、二セ電話詐欺も急増していることを踏まえ、各地域の防犯連絡員の確保を図り、地域・警察・防犯団体と連携した防犯活動を推進します。	防犯連絡員を新規に12人確保しました。 取手警察署から発行される毎月の犯罪状況を鑑み、防犯連絡員協議会の各支部ごとに独自のパトロール方針の支援を行いました。	B		都市化に伴う犯罪の巧妙化が進むとともに、二セ電話詐欺も急増していることを踏まえ、各地域の防犯連絡員の確保を図り、地域・警察・防犯団体と連携した防犯活動を推進します。
				140	交通防災課	3 交通事故防止対策の推進	高齢者の事故が多発・増加している現状から、警察や交通安全協会と連携し、高齢者を対象としたシルバー自転車セミナーや高齢者自転車大会などの事業を継続して行い、交通安全意識の高揚と運転技能の向上に努めます。	高齢者を対象とした高齢者自転車セミナー、シルバードライバーセミナーを実施し、交通安全意識の高揚を図りました。	B		高齢者の事故が多発・増加している現状から、警察や交通安全協会と連携し、高齢者を対象としたシルバー自転車セミナーなどの事業を継続して行い、交通安全意識の高揚と運転技能の向上に努めます。
				141	交通防災課	4 自主防災組織の結成促進と避難支援体制の充実	災害時の避難行動において支援を必要とする高齢者等へ防災対策の充実・強化を図るため、防災講話・発災対応型防災訓練を通じて自主防災組織の結成促進と活動支援を行い、地域防災行動力の向上と避難支援体制を整備します。	自主防災組織の結成を引き続き推進するとともに、自主防災組織の強化に努めました。 また、避難所の環境改善のため民間補助金を活用し、市内小学校の避難所3校の体育館にエアコンを設置しました。自立式ガス発電機のためエネルギーの複線化を実施しました。	B		自主防災組織の結成を引き続き推進するとともに、自主防災組織の強化に努めます。 また、避難所の環境改善のため民間補助金を活用し、市内中学校の避難所1校の体育館にエアコンを設置します。
				142	社会福祉課	5 避難行動要支援者名簿の整備と更新	災害時の避難行動要支援者やその家族が安心して暮らすことができるよう、避難行動要支援者名簿を適切に管理するとともに、避難行動要支援者に対する支援活動に協力をいただく自治会等の拡大を図ります。 また、避難行動要支援者を支援するために、要支援者に対する避難支援の個別計画の作成に取り組みます。	自治会・町内会、自主防災組織の方を対象とした避難行動要支援者制度に関する説明会を新たに開催することで、自治会・町内会、自主防災組織における避難行動要支援者名簿の受領率向上に繋がりました。 個別避難計画については、昨年度のモデル事業を参考に、みずき野地区で計画作成・避難訓練等を実施しました。 (取組結果) ・名簿の受領団体数 86（前年度32） ・避難計画作成数 42（前年度6）	A		前年度に引き続き、自治会・町内会、自主防災組織の方を対象とした制度説明会を実施し、名簿の受領率向上に繋がります。 個別避難計画については、高野、大井沢、北守谷、守谷の4地区で作成するとともに、地域と連携した避難訓練の実施を検討します。 (数値目標) ・名簿の受領団体数 80以上 ・避難計画作成数 20以上※ ※R5年度より作成対象者減
				143	交通防災課	6 災害や防犯に係る情報の迅速な提供	「メールもりや*」、「Morinfo（もりんふぉ）*」を活用し、迅速に災害や防犯に係る情報を提供します。	「ひばりくん防犯メール」より提供された犯罪情報を市民へ周知しました。また、防災情報は関係機関とのシステムと連携し発信しました。	B		「メールもりや*」、「Morinfo（もりんふぉ）*」を活用し、迅速に災害や防犯に係る情報を提供します。
				144	社会福祉課 介護福祉課 健康長寿課	7 福祉避難所の設置	災害時に避難所での生活が困難な要介護高齢者や障がい者等の生活の場を確保するために、福祉避難所の協定事業所の拡大を図ります。	伊奈支援特別学校と福祉避難所協定について協議を行いました。学校側は、できる範囲で協力するが、学校としては、早期の学校運営を優先するとのことで、市が考えている協定内容（事業者が福祉避難所を運営する）ではありませんでした。このため、交通防災課へ依頼し、学校と協議してもらうこととなりました。	C	「福祉避難所」の理解は広がってきたが、協力に対して消極的な考えがあるため、各事業所へPRを行います。	新たに事業所と協定を締結し、福祉避難所を増やしていきます。
				145	健康福祉部 交通防災課	8 新型コロナウイルス感染症予防に対応した避難所開設・運営	新型コロナウイルスに感染するおそれのある環境下において、守谷市に地震災害、風水害、事故災害が発生した場合の感染リスクを可能な限り低減するための避難所運営については、新型コロナウイルス影響下における避難所運営指針により対応します。	茨城県の指針に基づき、パーティションテントを使用した避難所レイアウト及び体調不良者ゾーンを設ける計画をしました。 各自治会等で防災訓練が実施された場合には、テントの展開や段ボールベットの組み立てを説明しました。 なお、令和5年度は開設した避難所への避難者はいません。	B		茨城県の指針に基づき、パーティションテントを使用した避難所レイアウト及び体調不良者ゾーンを設ける計画をすると共に、各自治会等で防災訓練が実施された場合にはテントの展開や段ボールベットの組み立てを説明周知しています。
				146	保健センター (R6:保健予防課)	9 新型コロナウイルス感染症等の対応	新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染拡大防止に向けて市Webサイト等で情報発信をしていきます。	新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染拡大防止に向けて市Webサイト等で情報発信を行いました（随時）。	A		新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染拡大防止に向けて市Webサイト等で情報発信をしていきます。

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の取組内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の取組目標（数値目標等含む）		
安心して暮らせる地域づくり	安全・安心な生活環境づくりの推進 基本施策3	地域の安全・安心のための見守り・相談活動の推進 方向性2	-	社会福祉課	1 避難行動要支援者名簿の整備と更新※	災害時の避難行動要支援者やその家族が安心して暮らすことができるよう、避難行動要支援者名簿を適切に管理するとともに、避難行動要支援者に対する支援活動に協力をいただく自治会等の拡大を図ります。また、避難行動要支援者を支援するために、要支援者に対する避難支援の個別計画の作成に取り組みます。	自治会・町内会、自主防災組織の方を対象とした避難行動要支援者制度に関する説明会を新たに開催することで、自治会・町内会、自主防災組織における避難行動要支援者名簿の受領率向上に繋がりました。個別避難計画については、昨年度のモデル事業を参考に、みずき野地区で計画作成・避難訓練等を実施しました。 （取組結果） ・名簿の受領団体数 86（前年度32） ・避難計画作成数 42（前年度6）	A		前年度に引き続き、自治会・町内会、自主防災組織の方を対象とした制度説明会を実施し、名簿の受領率向上に繋がります。個別避難計画については、高野、大井沢、北守谷、守谷の4地区で作成するとともに、地域と連携した避難訓練の実施を検討します。 （数値目標） ・名簿の受領団体数 80以上 ・避難計画作成数 20以上※ ※R5年度より作成対象者減		
			-	健康長寿課	2 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業※	地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク※」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。引き続き、広報紙等による「守谷のみまもりシール※」についての周知を徹底するとともに、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。	認知症高齢者等SOSネットワーク事業を周知しました（広報もりや9月号）。地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきました。（新規登録18件）	B		認知症声かけ模擬訓練時等において、認知症高齢者等SOSネットワーク事業の周知の実施します。地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所向けに随時周知を行い、事業対象者の登録につなげていきます。見守り協定事業所の拡大を図り、地域の見守り体制を強化します。		
			147	健康長寿課 市民協働推進課	3 見守り活動等に関する協定の締結と協定に基づく事業の実施	宅配事業者、新聞販売店、金融機関、タクシー会社等の56事業所と「見守り活動等に関する協定」を締結しています（令和2年度末現在）。協力事業所は、日常の業務の中で、新聞や郵便物がたまっている、洗濯物が干したままになっている、ひとりで歩いている高齢者等に異変があることに気付いた等の場合は市に通報し、通報を受けた市は、必要に応じて警察等に通報し、安否確認を行って早期解決を図ります。事業所に対する「守谷のみまもりシール※」の周知を継続し、認知症サポーター養成講座の受講を	協力事業所との情報交換会を行い、見守り活動の取組状況の報告や取手警察からの講話を通して見守り活動への理解を深めました。行方不明者発生時は協定事業所向けにメールやFAXで情報提供の依頼を行いました。 令和5年度は、市民協働推進課に通報はがありませんでした。（各担当課に直接通報されています。）	B		行方不明者発生時等は引き続き協力事業所の協力を得ながら情報提供の依頼を行います。		
			148	学校教育課	4 通学補助員の配置	登校時の市立小学校の児童を交通事故から守り、安全に登校させ、また、児童の交通ルール、マナーの向上を図っています。小学校の通学路の交通危険箇所（交差点等）に通学補助員を配置し、交通誘導を行っています。	各市立小学校の通学危険箇所に通学補助員を適正に配置しています。	B		通学路の安全点検を継続し、点検対象となった危険箇所の対応を進めていきます。 （数値目標）対応率 90%		
			149	学校教育課	5 こども110番支援事業	犯罪や危険から子どもを守るため、子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の登録数を増やします。	子ども110番の家として、新たに市内コンビニ店舗21軒に登録してもらいました。	B		登録者・店舗数増加に向け、広報等を活用した周知活動を実施します。		
			-	学校教育課	6 通学時の見守りボランティア※	自治会等による通学時の見守りにより、児童の防犯対策の充実を図っています。また、この見守り活動により、児童とシニア世代の信頼関係が深まっています。今後も、児童の防犯対策の充実を図るため、通学時の見守りボランティアの協力団体を増やします。	引き続き地域ボランティアの協力を得て、通学時の見守りを行っています。地域によっては下校時も見守り活動を行っている場合もあります。	B		通学時の見守りについて地域の理解を深めるため、広報等を活用して、見守りへの協力を呼び掛けていきます。		
		権利擁護のための支援の充実 基本施策4	権利擁護の推進 方向性1	150	社会福祉課（R6:健康長寿課） 健康長寿課	1 成年後見制度の普及・啓発	市民に対しては広報紙や講座・講演会・相談会等を通じて、また関係機関等にはポスターやチラシ等の配布・掲示及び講座等の開催を通じて制度の普及・啓発を行います。本人用説明チラシなどを対象者が理解しやすいよう複数作成します。	相談時等にパンフレットを配布しました。 チラシを公民館、地域包括支援センター等へ設置し市民への普及啓発を図りました。市民向けに講演会、出前講座の開催をし、制度の普及・啓発を行いました。	B		市民対象の講演会や広報掲載を行い、引き続き制度の普及啓発に努めます。	
				151	社会福祉課（R6:健康長寿課） 健康長寿課	2 成年後見制度の相談機能強化	身近な相談窓口（仮称：一次相談窓口）として市民や介護支援専門員、介護・障がいサービス事業所、医療機関、金融機関等からの相談を受ける体制とします。さらに、相談窓口では判断に迷うケースや困難事例及び市長申立て等に対する相談機関（仮称：二次相談窓口）の整備も検討します。	窓口において、成年後見制度の利用が見込まれる方の親族からの相談に応じ、制度の概要や申立て手続等について説明を行いました。 地域包括支援センターが市内権利擁護機関連絡会での学習や事例検討等で制度の理解度を深め、地域の相談窓口として相談から申立て支援まで行いました。 中核機関（健康長寿課・社会福祉課）として、相談や申立て支援、市長申立ての他、地域包括支援センターが支援している困難事例についても、地域包括支援センターと連携し対応しました。	B		相談窓口を周知し、市民からの相談に対応します。	
				152	社会福祉課（R6:健康長寿課） 健康長寿課	3 成年後見制度の申立て支援	成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者や障がい者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行うとともに、親族等による申立てが困難な場合には、市長申立てのための支援を行います。	成年後見制度の申立てについて、申立てを行う親族に対して、制度の説明や申立ての手続きに関する助言や支援を健康長寿課と連携しながら行いました。 成年後見制度が必要と思われる高齢者の親族や支援機関に対して、制度の説明をしました。また、制度が必要なケースの申立てについて、1件市長申立てを行いました。親族が申立てをするケースに対しては、申立ての手続きに関する助言や支援を6件実施しました。	B		成年後見制度の相談に対応し、必要に応じて申立ての支援を行います。	
				-	社会福祉課（R6:健康長寿課） 健康長寿課	4 成年後見制度地域連携ネットワークの構築※	相談対応、後見人受任者調整、家庭裁判所との連携等の機能を持つ中核機関や中核機関における課題等を話し合う協議会の設置に向けた検討を行います。地域全体で権利擁護※に取り組むための司法・介護・福祉・行政等の関係機関によるネットワーク会議等の開催や関係機関との情報共有を図る地域連携ネットワークの整備を進めていきます。	窓口において成年後見制度の利用が見込まれる方の親族からの相談に応じ、制度の概要や申立て手続等について説明を行いました。健康長寿課・地域包括支援センター・社協との情報共有・連携を図る場として、成年後見連絡会（4回）に参加しました。後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士）や支援機関との情報共有・連携を図る成年後見情報交換会（1回）に参加しました。 成年後見制度について、親族等からの相談を受け、制度について利用のメリット・デメリット、申立て方法等を案内しました。また、市内の権利擁護機関を集めて連絡会を4回行い、関係者が成年後見制度についての正しい認識を深めたり、制度利用につながるよう支援をしました。また、情報交換会を開催し、後見人等との意見交換をし、意見交換やネットワーク構築に向けた検討を行いました。	B		成年後見制度利用促進協議会を設置し、中核機関における課題を整理し、検討を行います。権利擁護機関連絡会（4回）を開催し、権利擁護に関するネットワーク整備を進め、連携を強化します。	
				-	健康長寿課							
				-	健康長寿課							

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）

令和6年度調査票

資料2

目標	施策	方向性	事業No.	担当部署	事業名	事業内容	令和5年度の実績内容	評価	【評価C・D・Eの場合】今後の改善策等	令和6年度の実績目標（数値目標等含む）
安心して暮らせる地域づくり	基本目標3 権利擁護の推進	方向性1 権利擁護のための支援の充実	153	社会福祉協議会	5 日常生活自立支援事業	認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいがある人などで判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理サービスなどを提供しています。	利用者数35名（認知6・精神18・知的11） 支援総数1,600回	B		利用者35名を7名の支援員で事業を行っている。現在協力いただいている支援員が長期にわたり協力いただいている方であるため、新たな支援員を確保します。
			154	健幸長寿課 （地域包括支援センター）	6 高齢者の権利擁護事業	地域住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながらない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるように、専門的・継続的視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。	地域の支援者だけでは解決できない困難な状況があった場合、地域包括支援センターと連携し、高齢者の権利擁護のために必要に応じた支援を行いました。 また、介護支援専門員が高齢者の権利擁護に関する知識を深め支援に活かせるように、地域包括支援センターが成年後見制度についての研修を開催しました。	B		引き続き必要に応じて、地域包括支援センターと連携をしながら支援を行います。
			155	健幸長寿課 （地域包括支援センター）	7 高齢者虐待への対応	虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認した上で、個々の状況に応じた適切な対応を行います。	高齢者の虐待の通報や報告、相談を受けた際には、状況に合わせて適切な対応や支援につなげるようにしました。 ※高齢者虐待通報数10件（内認定3件）	B		虐待の通報や報告、相談に適切な対応や支援を行います。
			-	社会福祉課 （R6:健幸長寿課）	8 「障がい」「障がい者」に関する啓発活動※	市広報紙、市ホームページ、パンフレット等の様々な広報手段を用いて、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深める啓発活動を推進します。	守谷市内の福祉サービス事業所連絡協議会・団体と協働し、12/2～12/10までイオンタウン守谷にて、事業所紹介や利用者の作品の展示を行い、障がい者に対する理解を求めました。また、広報もりやにて次の周知・案内を実施しました。 4月「障がい・持病のある方へについて」、6月「茨城県高次脳機能障害支援センターについて」「茨城県障害者スポーツ大会」「団体競技・レクリエーション競技」参加申込について、7月「手話講習会について」、8月「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会受講生募集、要約筆記養成講座募集について」「障害者職業訓練校の生徒募集について」、9月「県立盲学校理療科オープンスクールについて」、10月「南部地区オストミー講習会について」「障がい者への合理的配慮の提供について」、11月「見えない方・見えにくい方のための福祉機器展」「障がい者週間のイベントについて」12月「障がい者差別に関する相談窓口（つなぐ窓口）のご案内」、1月「自動車税減免申請出張窓口の開設」について、2月「茨城県障害者スポーツ大会「個人競技」参加申込」について、「障がい者就職面接会の開催について」「聴覚障がい者等のための「電話リレーサービス」について」、3月「人工内耳講演会の開催」について「福祉タクシー券の交付内容が変わります！」について	A		守谷市内の福祉サービス事業所連絡協議会・団体と協働し、障害者週間期間中にイオンタウン守谷にて、事業所紹介や利用者の作品の展示を行い、障がい者に対する理解を求めます。また、広報もりやにて周知・案内を実施します。
			156	社会福祉課 （R6:健幸長寿課）	9 障がい者虐待の防止に関する啓発	障がい者に対する虐待防止のため、市民や福祉サービス事業者に対して啓発を行います。	障がい者福祉のしおりにおいて障がい者虐待防止についての窓口を周知しています。	B		ホームページでの啓発を行うとともに、事業者に対しての周知、啓発を行います。
			157	社会福祉課 （R6:健幸長寿課）	10 障がい者虐待の早期発見・通報	障がい者に対する虐待を発見したときは、速やかに障がい者虐待防止センターに通報するよう周知します。	令和5年度は未実施です。	E	令和6年度は、ホームページや広報での周知を実施予定です。	ホームページや広報で、周知を行います。
			158	社会福祉課 （R6:健幸長寿課）	11 障がい者虐待の未然防止と解決のための体制整備社会福祉課	警察や医療機関等の関係団体と十分に連携し、虐待案件の迅速な解決に取り組みます。また、福祉サービス事業所における虐待案件については速やかに茨城県に通報し、必要に応じて特別監査を実施します。	虐待案件が発生した場合は、関係機関と連携し、解決に取り組みました。	B		虐待案件が発生した場合は、関係機関と連携し解決に向けて取り組みます。
			159	のびのび子育て課	12 児童虐待防止対策	子ども家庭総合支援拠点*体制のもと、福祉、保健、医療、警察などの関係機関により構成する守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会*との連携を行い、虐待の早期発見、早期対応に努めます。	虐待対応については、保護者や子どもの聞き取りをしながら、まずは子どもの安全を優先して対応を実施しました。守谷市家庭支援ネットワーク協議会の関係機関と連携しながら行うことができました。	B		子ども家庭センターを中心に、福祉、保健、医療、警察などの関係機関により構成する守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会との連携を行い、虐待の早期発見、早期対応に努めます。
			-	教育指導課	13 総合教育支援センター事業 （不登校、いじめ、発達障がい等）※	不登校やいじめなどで配慮が必要な児童生徒、発達障がい等を含め特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者などに対して、専門的かつ積極的な支援を行います。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して発達段階に即した計画的・継続的な支援を行います。	不登校に関する悩みに関して児童生徒保護者を含め、小学校340件、中学校で172件の相談を受けており、その他の悩みも含めると全体で1,584件の相談数にのぼります。各小中学校で行われるいじめ対策会議にいじめ対策相談員が隔月で参加し、専門的な立場から助言を行いました。また、発達に困難さがみられる児童生徒に対し、82件の個別検査を実施し、個に応じた支援をずる際のアセスメントに役立てています。	B		令和6年度は、いじめ対策相談員を増員し、隔月であったいじめ対策会議への参加を毎月とします。また、検査員を増員したことで増加している未就学児童の相談にも対応できるようにします。
			160	教育指導課	14 いじめ防止対策 （いじめの未然防止、いじめの早期発見）	いじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため、守谷市いじめ防止基本方針のもと、いじめ対策組織を整備し、早期対応、早期解決に努めます。	毎月1回実施している校内いじめ対策会議にて、早期に対応しています。令和5年度はいじめの認知件数は、小学校142件、中学校33件、計175件。解消率は57.7%となっています。	B		4月の学校公開日に保護者向けに法的ないじめの定義について説明します。いじめ防止プログラムを年4階実施。中学校区に1人配置されたSSWが各校のいじめ対策会議に参加し、専門的な助言を得られるようにします。
			161	教育指導課	15 インクルーシブ教育の実践	「合理的な配慮」の提供が必要とされるインクルーシブ教育システムが全中学校区に広がり、ユニバーサルデザイン*の考えを取り入れた授業づくりを実践します。	掲示物を外し刺激が少ない教室環境を整備している。個に応じた教え方、教材等で指導している。 【児童の特性に応じた指導上の工夫をしたと回答した教員の割合 小学校100%、中学校100%】	B		ブラッシュアップ研修を12月までに市内13校実施し、児童生徒の探究的な学びを推進することで個々の最適な学びが充実するようにします。
			-	のびのび子育て課	16 家庭児童相談事業※ （R6～）子ども家庭センター事業	0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など多種多様な問題に対し、臨床心理士等の家庭相談員が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるよう支援します。 （R6～）全ての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた相談や支援を切れ目なく行います。	家庭児童相談室においては、887件のケースに対し、1,860回のケース対応（訪問、相談、会議等）を行い、要体協においては、754件のケースに対し2,619回のケース対応（訪問、相談、会議等）を実施しました。	B		令和6年度から、子ども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制の整備をしたことで、これまでの子育て世代包括支援事業と家庭相談事業を統合します。妊娠期から子育て期において、段階的に切れ目のない支援をしていくために、関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を発揮しながら、子供とその家庭を中心としたサポートの充実に努めます。
			162	健幸長寿課 （地域包括支援センター）	17 消費者被害の防止	訪問販売業者等による高齢者の消費者トラブル特殊詐欺等による被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員、シニアクラブによる高齢消費者見守りサポーター等に必要な情報提供を行います。	市内権利擁護関係機関連絡会において、消費生活センターと情報共有を行いました。また、訪問時に消費者被害についてのチラシの配布や注意喚起を行いました。	B		市内権利擁護関係機関連絡会を実施し、消費生活センターとの情報共有を行います。また、地域包括支援センターが訪問時に消費者被害についてのチラシの配布や注意喚起を引き続き行います。
			163	教育指導課	18 福祉教育の推進	道徳の時間等において人権教育を実施するほか、福祉体験学習の機会を通して障がいについての理解を深める取組を行います。	道徳の時間では、各学年において【公正、公平、社会正義】【相互理解、寛容】等の内容項目を扱う中で、人権教育と関連した学習が展開されていた。市内小学校ではゴールボール体験、手話体験、ブラインドサッカー体験等の福祉体験学習が行われた。	B		今年度より始まった「いじめ防止プログラム」を進める中で、道徳の時間や学級活動において計画的に人権教育の取組を進めていく。福祉体験学習については、総合的な学習の時間等において、継続して進めていく。